資料２

（案）

第２次千葉市食育推進計画

平成２６年　　月

目　次

第１章　計画の策定にあたって
１　計画策定の目的……３
２　計画の位置づけ……３
３　計画期間……４
４　計画策定の体制……４

第２章　これまでの取組みの評価と課題
１　食を取り巻く現状と課題……６
２　基本目標の評価……１８
３　食育施策の取組み状況……２０
４　数値目標一覧（第１次計画）……２２

第３章　食育推進の方向性
１　基本理念……２４
２　基本目標……２４
３　推進キャッチフレーズ……２６
４　施策の体系……27
５　数値目標一覧……28

第４章　食育施策の展開
１　家庭・地域における食育の推進……31
２　保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進……38
３　地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進……44
４　食の安全・安心に関する情報の提供……49
５　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立……51

第５章　ライフステージに応じた食育の推進
１　ライフステージでみる課題と食育の方向性……55

第６章　計画の推進にあたって
１　推進体制について……65
２　計画の進行管理と評価……65

資料編
１　千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会……67
２　食育基本法の概要……68
３　第２次食育推進基本計画の概要……69
４　食に関する現状値……70
用語解説……78
数値目標出典一覧……79

第１章　計画の策定にあたって

計画策定にあたって

食べることは、私たちが生きていく上で欠かすことのできないものです。さらに食は、それ自体が楽しみやコミュニケーションの重要な要素の１つです。

しかし近年、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家族と一緒に食事をする機会の減少、朝食の欠食などの食習慣の乱れ、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性、食の海外への依存など、食に関する様々な問題が生じています。

そのような中、国は平成１７年に「食育基本法」を施行、平成１８年３月には「食育推進基本計画」、平成２３年３月には「第２次食育推進基本計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市では、平成２１年に「千葉市食育推進計画」（以下「第１次計画」という。）を策定し、食に関わる関係機関・団体等と連携・協働のもと、食育の推進に取り組んできました。

第１次計画について評価を実施した結果、子どもの朝食の欠食や肥満の減少、食育推進体制の整備など一定の成果を上げることができました。その一方で、家族と一緒に食事をしている子どもの割合の減少や、成人の肥満や若い女性のやせの増加など、依然として食に関する課題は多いことがわかりました。

このような状況を踏まえ、食に関する様々な課題に対応し、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、第１次計画に定めた基本理念、基本目標など食育推進の基本的な考え方を継承しつつ、第２次千葉市食育推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き食育を推進します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

○生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
○様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

1　計画策定の目的

本市における食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取組むための行動計画として、本計画を策定しました。

2　計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、「健やか未来都市ちばプラン」や関連計画との整合性を図り、また、国の「第２次食育推進基本計画」と、県の「第２次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させた食育の推進に取組むための基本指針です。

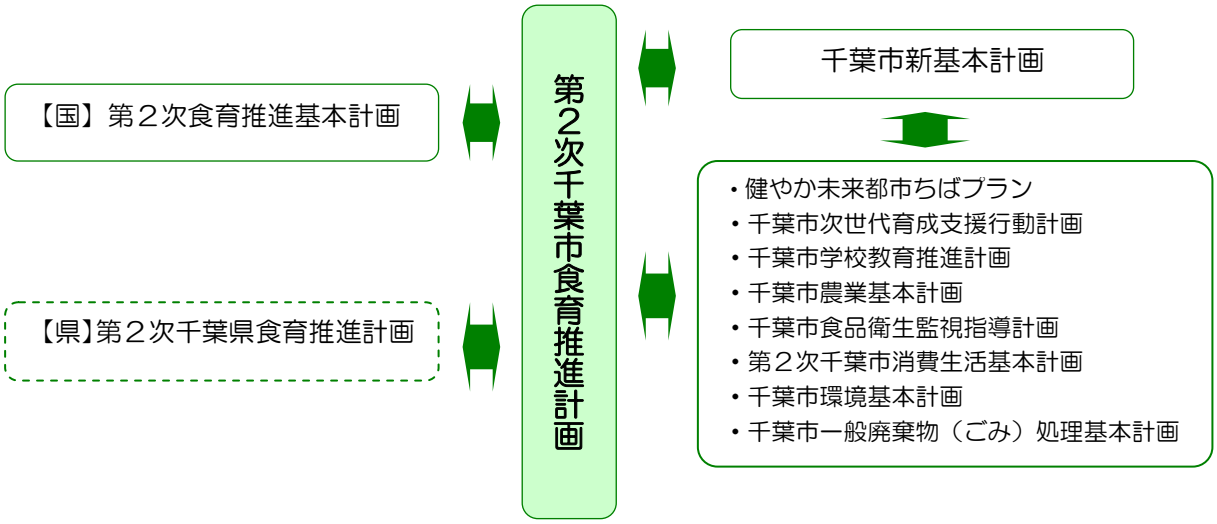

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 17 年６月に成立、同年７月 15 日に施行されました。

第２次食育推進基本計画

食育基本法に基づき策定された、平成２３年度から２７年度までの５年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

第２次千葉県食育推進計画
（ちばの恵みで　まんてん笑顔）

ちばでとれる新鮮な食材を使ったふるさとの味を互いに伝えあい、自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心や地域の食文化を大切にする心を持ち、ふるさとちばへの誇りをもった豊かな人間性を育むことを目指します。

県民一人ひとりの食育の実践を進め、食育について「知っている」から「できる」そして「している」県民を増やし、総合的に施策を展開します。

３　計画期間

本計画の期間は、平成２６年度から平成３０年度までの５年間とします。

なお、社会情勢の変化等によって、計画の期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

４　計画策定の体制

（１）千葉市健康づくり推進協議会　食育推進部会の開催

学識経験者、各種関係機関・団体の代表等で構成する食育推進部会において、第１次計画の評価及び本計画の策定について審議を行いました。

（２）市民アンケートの実施

本市が取組むべき課題を明らかにするために、１５歳以上の市民（無作為抽出）を対象に、食習慣等に関するアンケートを行いました。

また、千葉市インターネットモニターとして登録している方を対象に、食育に関するアンケートを行いました。

（３）パブリックコメント手続の実施

市民が計画策定に参画できる機会として、パブリックコメント手続を実施し、多様なニーズや意見などを把握し、計画に反映することに努めました。

第２章　これまでの取組みの評価と課題

１　食を取り巻く現状と課題

第１次計画では、食育推進基本計画に基づき、平成２１年度から平成２５年度までの５年計画として、未来を担う子どもたちが生涯にわたって、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう、子どもたちへの食育に重点をおくとともに、市民一人ひとりが生活習慣病などを予防し、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに取組めるように、関係機関・団体等と連携・協働のもと食育の推進に取組んできました。

第１次計画の概要

【計画期間】　平成２１年度～２５年度

【基本理念】　子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

【基本目標】

１　「食」を大切にする心の育成
２　「食」の理解と実践
３　「食育」の「輪」の展開

【食育施策の展開】

（１）家庭・地域における食育の推進
（２）保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進
（３）地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進
（４）食の安全・安心に関する情報の提供
（５）食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

第１次計画の数値目標に関する調査と、市民アンケートから得られた結果などから

見えてきた、本市の食を取り巻く現状と課題は次のとおりです。

（１） 食育への関心

食育に関心のある（関心がある・どちらかというと関心がある）市民の割合は、千葉市インターネットモニターアンケートでは、平成２０年は８９．６％でしたが、平成２５年には、８６．８％でした。（P22）

また、無作為抽出による市民アンケート調査結果では国や県と比較すると、やや高い状況（図１）ではありますが、食育を推進するためには、まずは、多くの市民に食育に関心を持ってもらうことが大切です。

食育月間（６月）や食育の日（毎月１９日）の周知の強化をはじめ、今後も引き続き、食育に関心がもてるような施策の展開を図る必要があります。

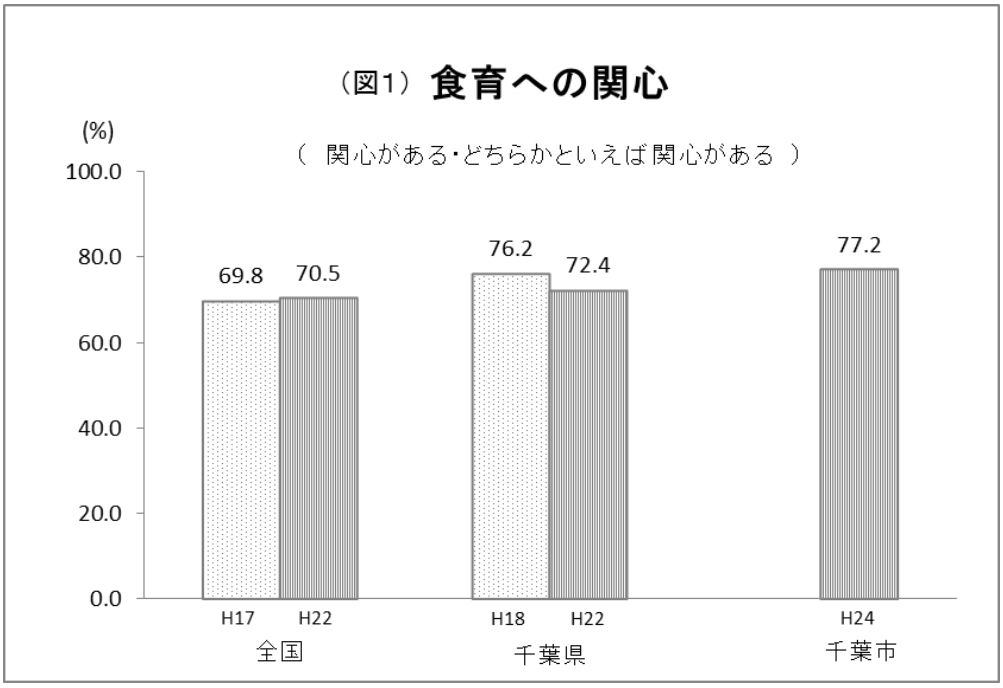

＜資料＞
全　国：食に関する意識調査（H17，H22）
千葉県：県政に関する世論調査（H18，H22）
千葉市：市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート（H24）

（２） 一緒に食べる「共食」の減少

家族等と一緒に夕食を食べている子どもの割合は、小学５年生、中学２年生では、増加していましたが、それ以外では減少していました。（図２）

朝食と夕食に分けると、夕食より朝食を１人で食べる割合が高くなっています。また、全国（小中学生）と比較すると、本市は１人で食べる子どもの割合は高く、特に中学生の夕食では全国の２倍以上となっています。（図３）

家族そろって食事をする機会は、生活時間の多様化等、様々な要因で減少していますが、家族等との共食は望ましい食習慣の実践や食の楽しさを実感させ、精神的な豊かさをもたらすことから、共食の増加を目指した取り組みが必要です。それぞれの家庭で、家族がそろいやすい休日や朝の時間を共食の機会にするなど、できることから始めてみることが大切です。

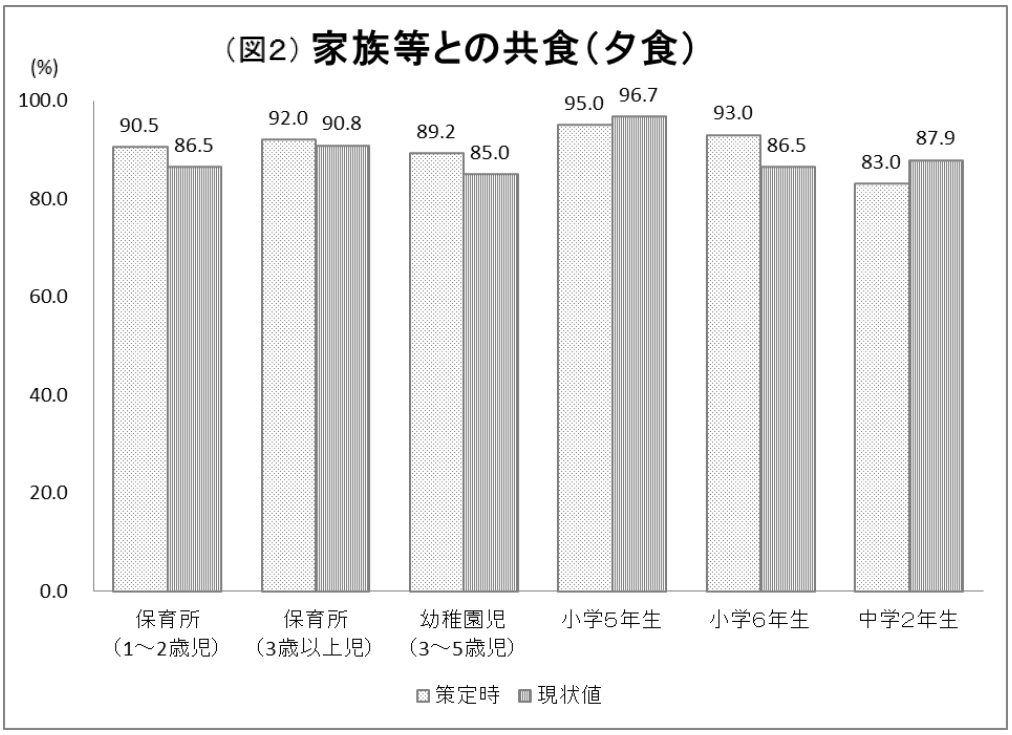

＜資料＞
保育所：幼児の生活時間・食習慣調査(H19)
　　幼児の生活習慣・食生活調査(H25)
幼稚園：幼児の生活時間・食習慣調査(H20)
　　幼児の食生活等に関するアンケート調査(H23)
小中学校：食生活アンケート報告（千葉市学校栄養士会）(H18)
　　児童生徒の食生活実態調査（千葉市学校栄養士会）(H23)※小5、中2
　　運動や健康づくりのためのアンケート(H23)※小6

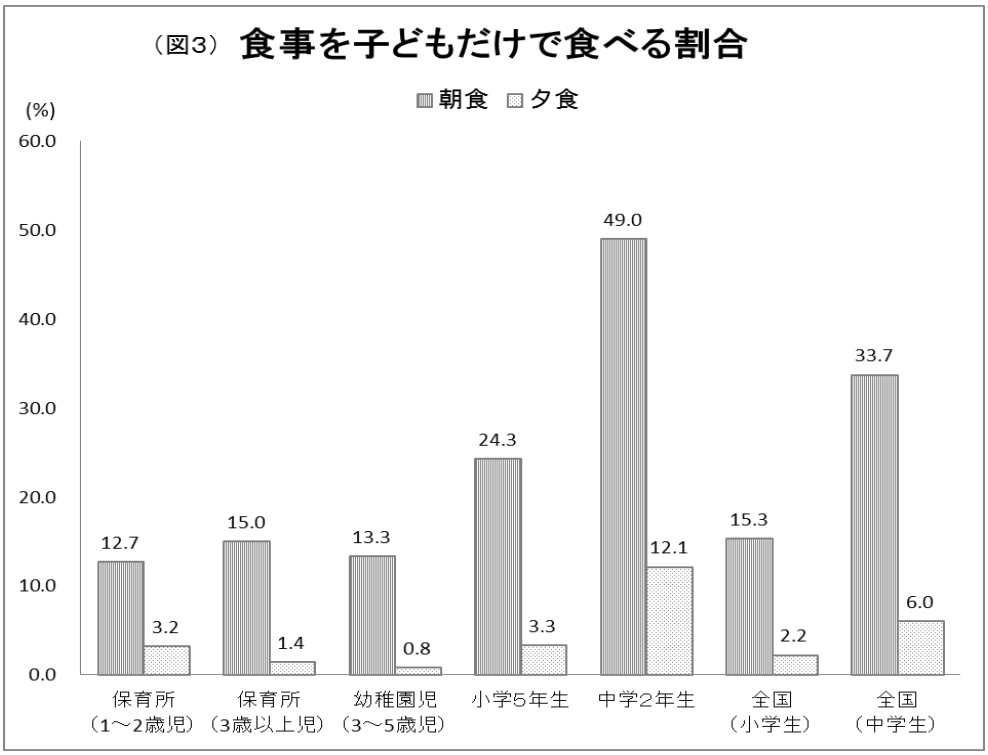

＜資料＞
全国：児童生徒の食事状況調査(H22)
保育所：幼児の生活習慣・食生活調査(H25)
幼稚園：幼児の食生活等に関するアンケート調査(H23)
小中学生：児童生徒の食生活実態調査（千葉市学校栄養士会）(H23)

（３）朝食の欠食の増加

朝食を欠食する子どもの割合は、幼児、小中学生では減少しました。（図４）これは、保育所（園）、幼稚園、学校等において、献立表や給食だより、試食会等様々な機会を通じて、朝食の大切さを啓発してきたことによる成果と考えられます。

一方、１５歳から３０歳代では、ほとんどの年代で欠食する割合が増加しています。また、男性の方が女性よりも欠食する割合は高くなっています。全国では２０歳代男性の欠食率が最も高い状況ですが、本市では３０歳代男性の欠食率が最も高く、３人に１人が朝食を欠食しています。（図５）

朝食は活動するための大切なエネルギー源であり、朝食の欠食は、食習慣の乱れを招くことなどから、朝食を摂取することは大切です。

今後、子どもに対しては、朝食の欠食がさらに減少するよう、子どもへの教育や保護者への啓発が必要です。また、若い世代には、朝食の大切さを理解し、多様なライフスタイルを考慮した朝食がとれるような取組みが必要です。

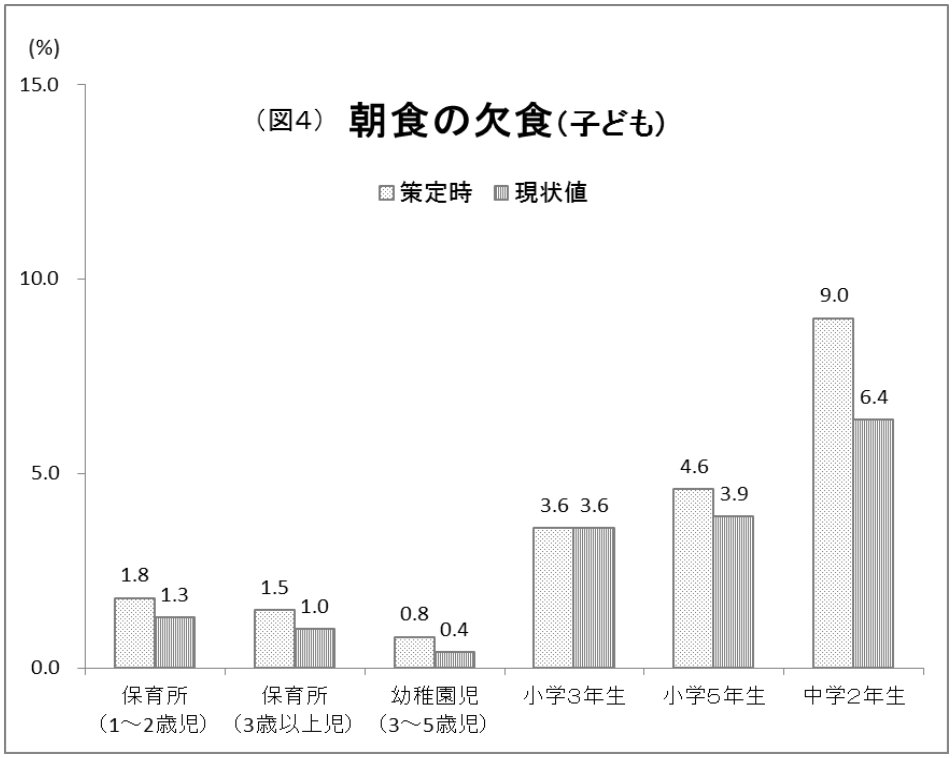

＜資料＞
保育所：幼児の生活時間・食習慣調査(H19)，幼児の生活習慣・食生活調査(H25)
幼稚園：幼児の生活時間・食習慣調査(H20)，幼児の食生活等に関するアンケート調査(H23)
小中学校：千葉市学力状況調査(H19)，児童・生徒意識調査（H24）

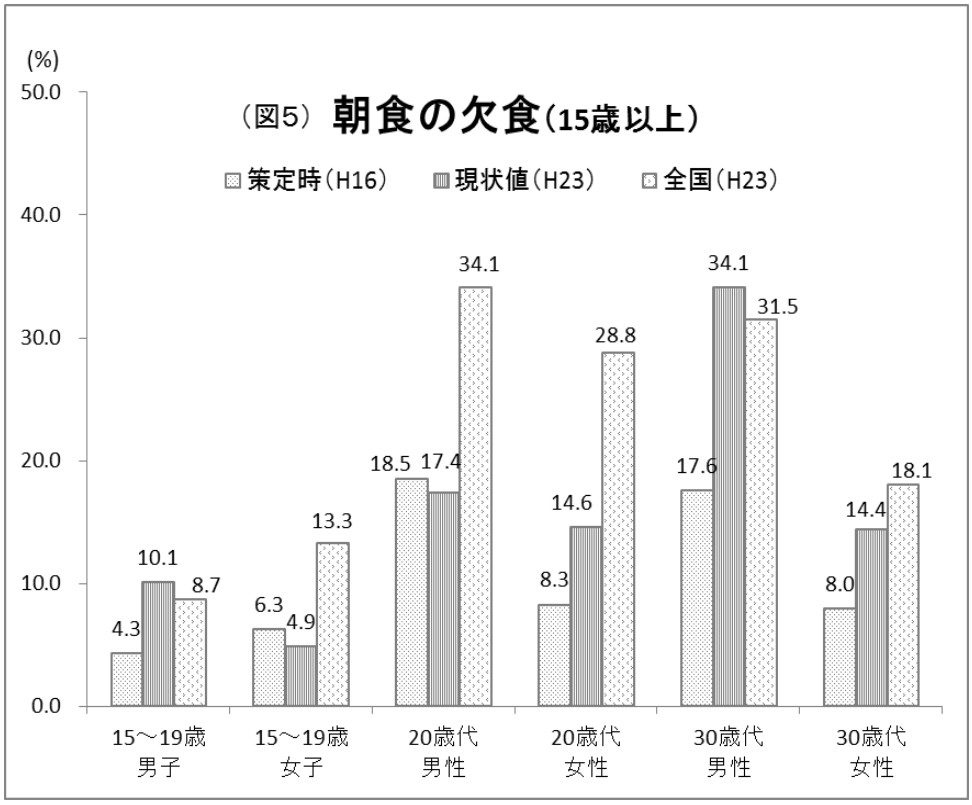

＜資料＞
全国：国民健康・栄養調査(H23)
千葉市：生活習慣・食生活実態調査(H16)
千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

（４）適正体重の維持（肥満・やせの状況）

肥満者の割合は、小中学生では減少しました。（図６）一方、成人の肥満者は４０歳代男性では減少しましたが、それ以外では増加しており、特に５０歳代の男性では３６．２％と高くなっています。また、２０歳代女性のやせの割合は増加し、約４人に１人がやせている状況となっています。（図７）

肥満は、生活習慣病のリスクを高め、若い女性のやせは、貧血や女性ホルモンの乱れ等、ともに健康に大きな影響を与えます。

今後、自分の適正体重を理解し、これを維持する食事量が摂取できるような取組みが必要です。

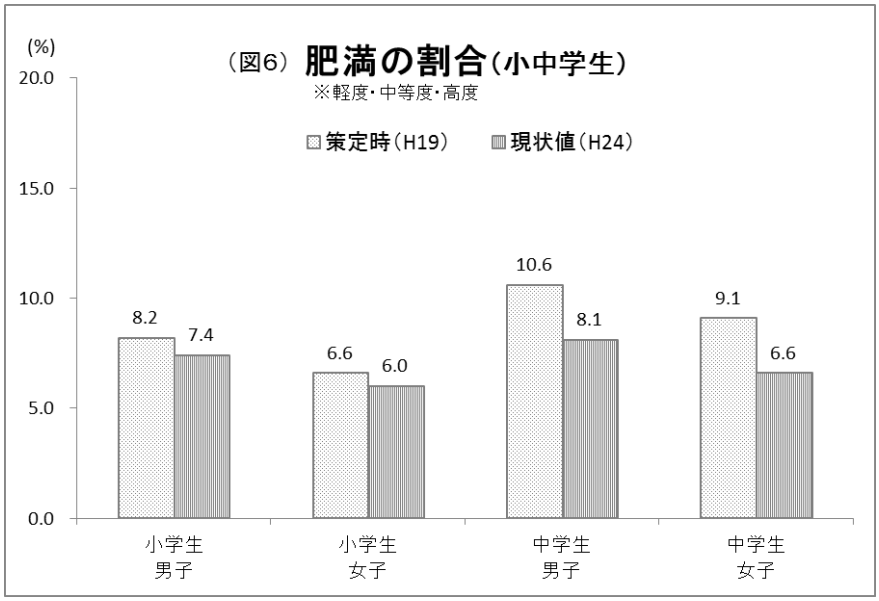

＜資料＞保健体育課調査

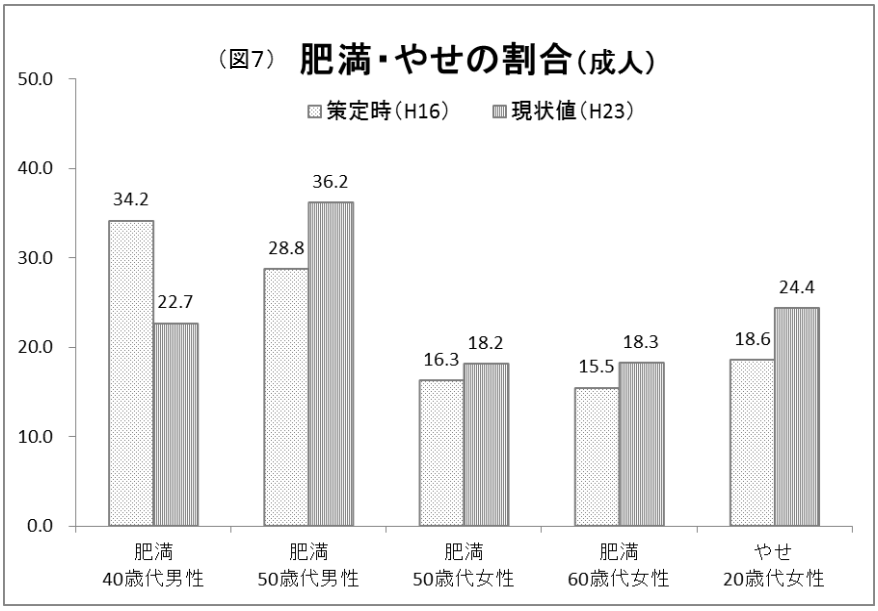

＜資料＞
生活習慣・食生活実態調査(H16)
千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

（５）健全な食生活等の実践

メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を半年以上実践している人の割合は、３９．４％となっており、全国の結果とほぼ同様でした。（図８）

また、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の人の割合は、５４．６％で、全国と比べて低くなっています。（図９）

野菜の摂取量の平均値は、男性２７４ｇ、女性２６４ｇで、男女とも全国平均値より少なくなっています。（図１０）

このようなことから、健全な食生活の実践には至っていないことが考えられ、普及啓発や相談等を通じて、具体的な行動変容につなげていくことが必要です。

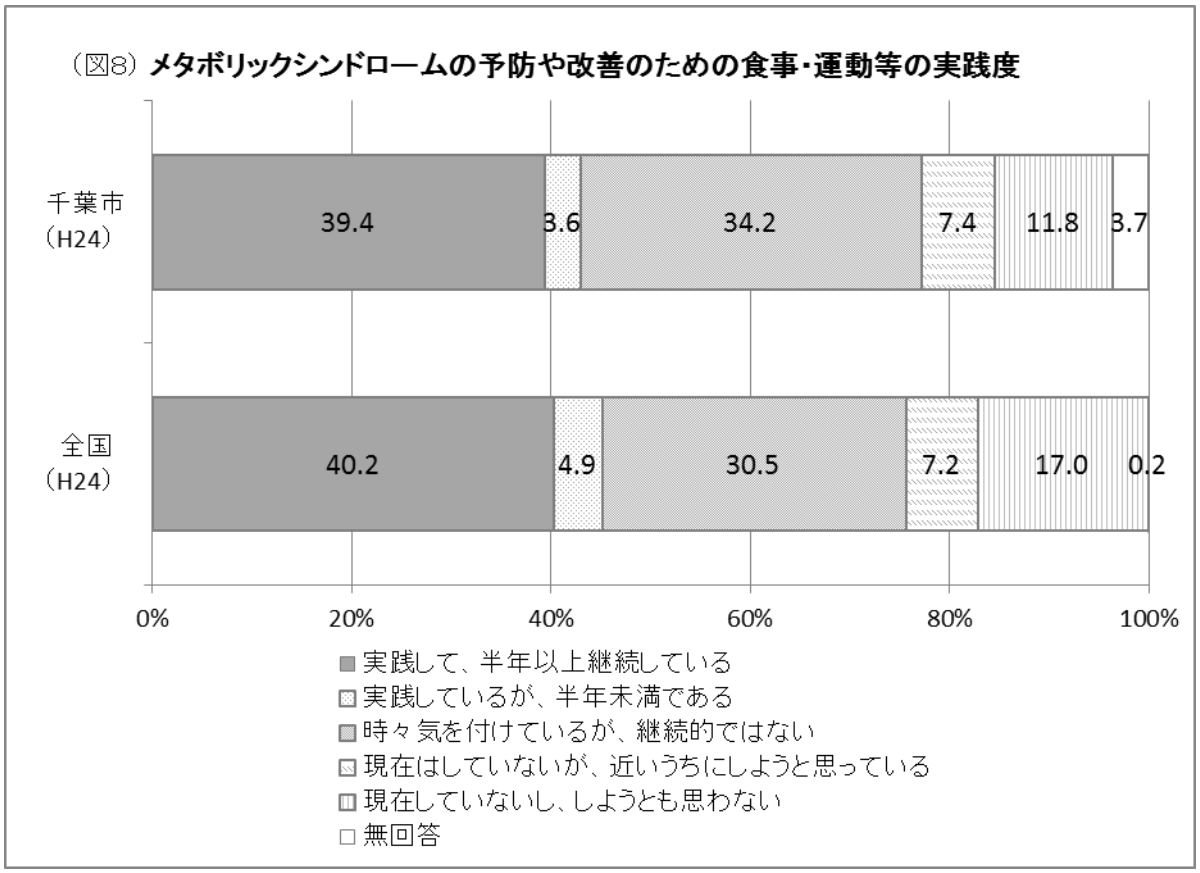

＜資料＞
全国：食育に関する意識調査(H24)
千葉市：市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査(H24)

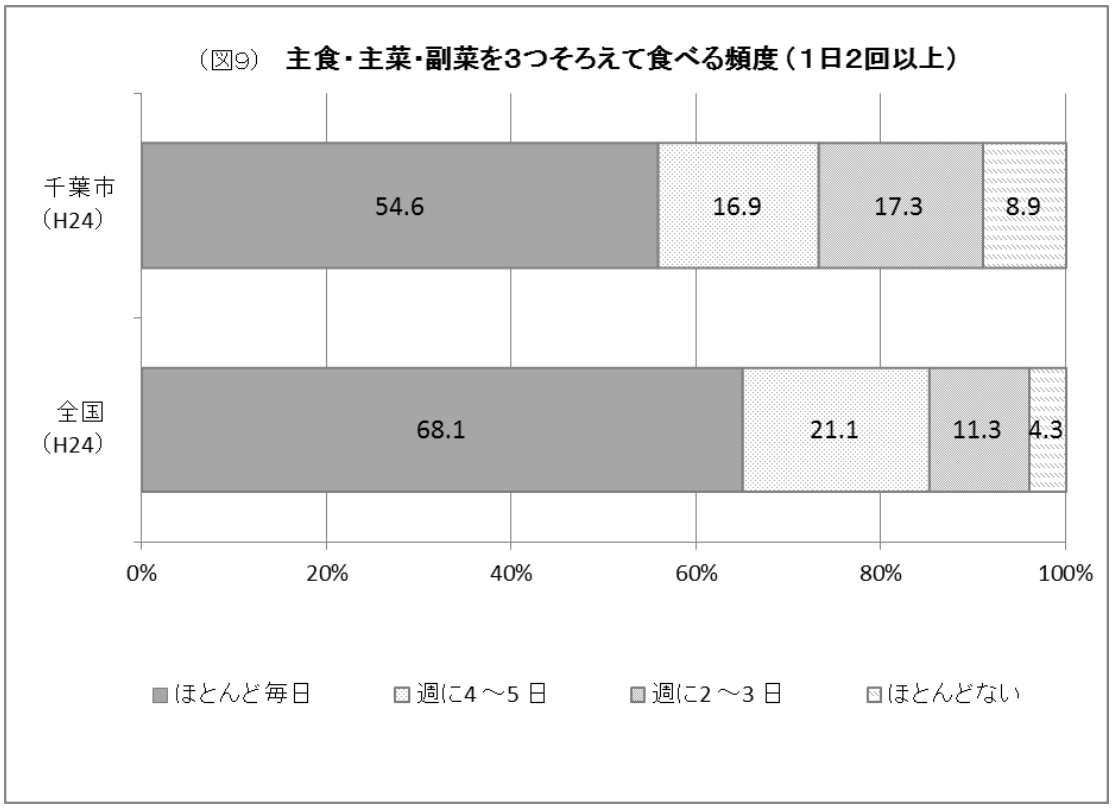

＜資料＞
全国：食育に関する意識調査(H24)
千葉市：市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査(H24)

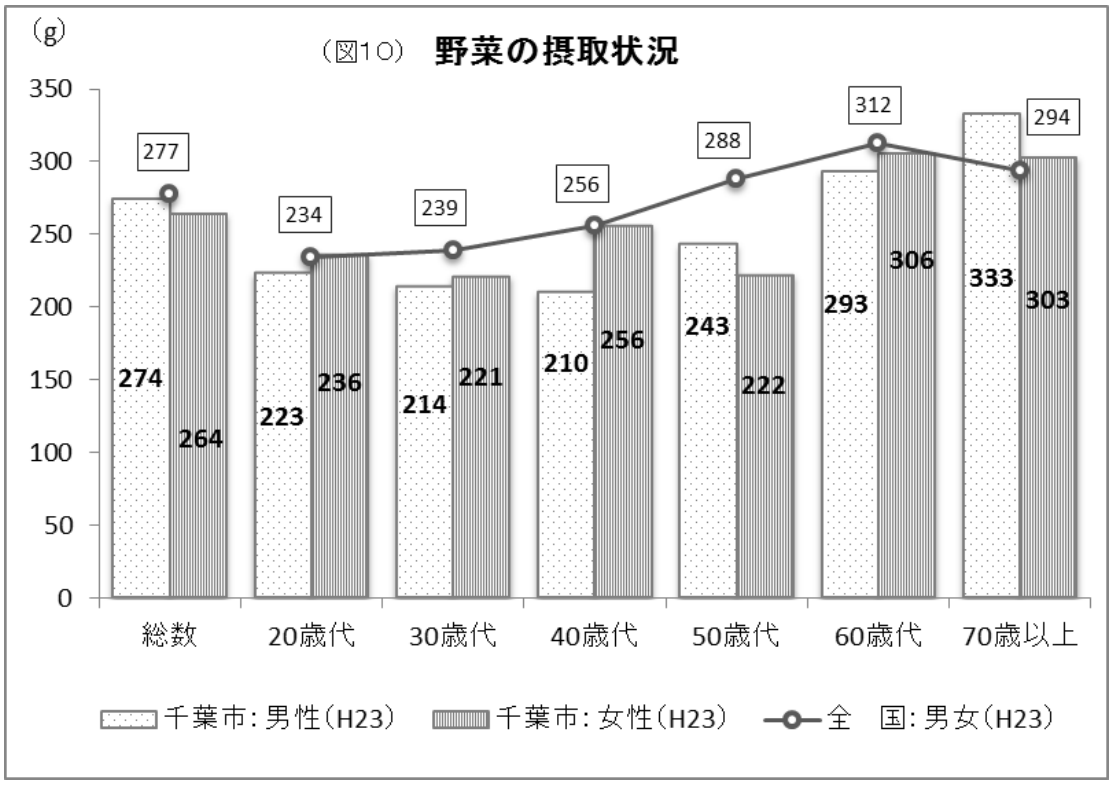

＜資料＞
全国：国民健康・栄養調査(H23)
千葉市：千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

（６）少子超高齢化の進展

本市の人口は、昭和４０年代から急速に増加し、昭和５０年には、約６６万人となり、その後緩やかに増加しました。しばらくは増加傾向が続き、平成２７年（２０１５年）に、約９７．２万人に達した後、緩やかに減少する見通しとなっています。世帯数は増加していますが、１世帯あたりの人員は減少し、核家族や単身世帯の増加を反映しています。（図１１）

また、高齢者（６５歳以上）の人口は増加を続け、高齢化率は、平成２７年（２０１５年）には２５．８％（４人に１人が高齢者）、平成４７年（２０３５年）には３３．９％（３人に１人が高齢者）になると推計されています。（図１２）

少子超高齢化、核家族化が進む中、一人ひとりの状況やニーズに応じた食育の取組みが必要です。

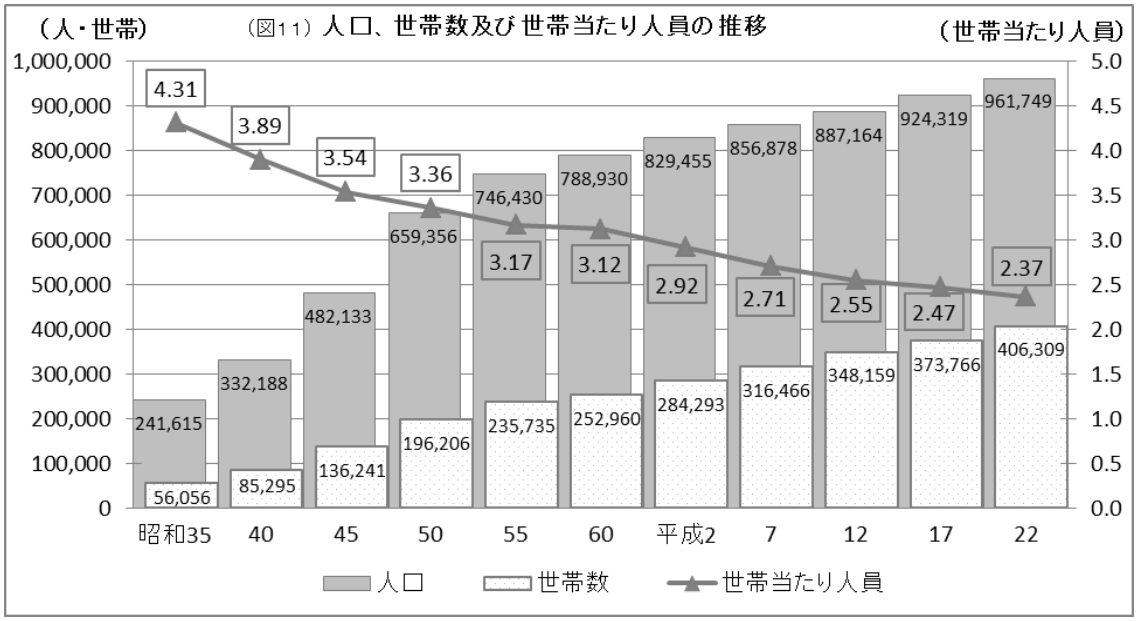

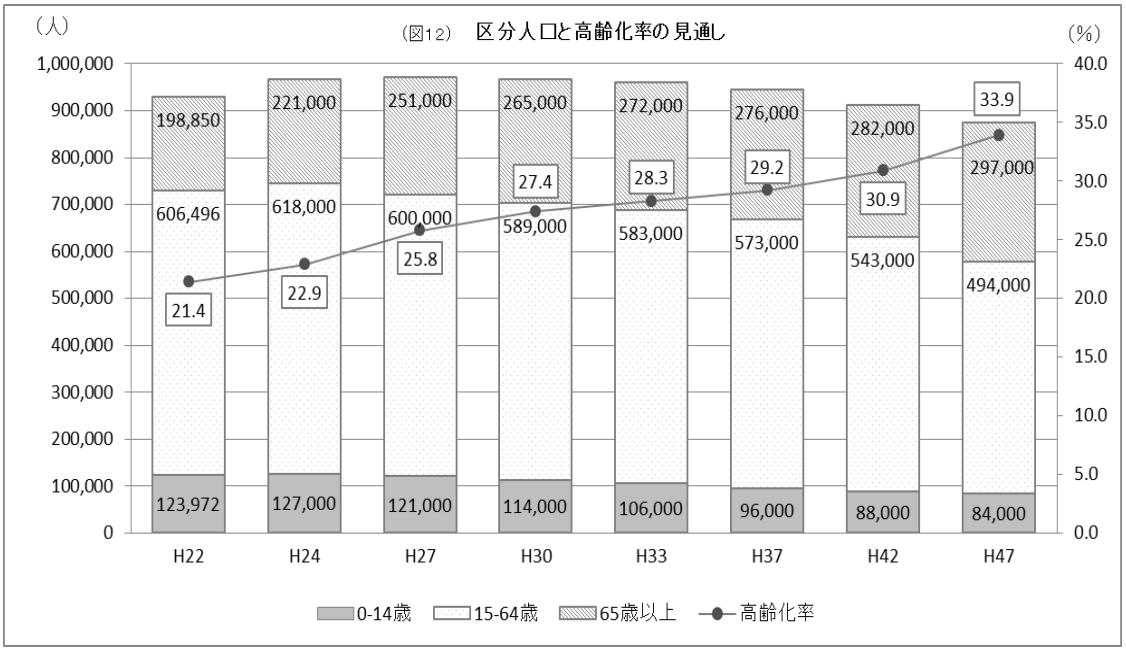

（７）よく噛んで食べることの推進

咀しゃく良好者（何でも噛んで食べることができる）の割合は、５０歳代で約９割、６０歳代で約７割、７０歳代以上で６割と、年齢とともに大きく低下しています。（図１３）

歯の喪失や加齢に伴う飲み込む力の衰え、口のまわりの筋力の低下といった咀しゃく機能の低下による食べられる食品の減少は、低栄養状態を招く原因にもなることから、歯の喪失予防及び口腔機能の維持、向上のための取組みが必要です。

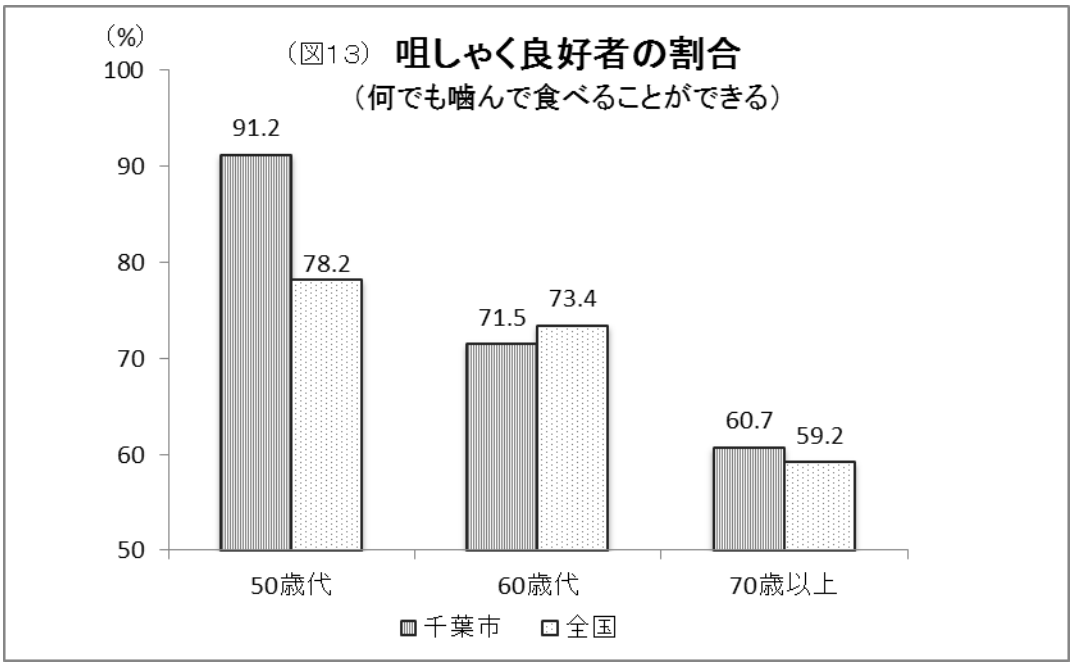

＜資料＞
全国：国民健康・栄養調査(H21)
千葉市：市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査(H24)

（８）地域に根ざした食育活動

市民一人ひとりが食生活の改善に向け実践するためには、地域に根ざした食育の推進が必要です。地域に密着した活動を展開するボランティア「食生活改善推進員」の果たす役割は大きいため、食生活改善推進員の増加に努め、平成２５年４月時点で２８８名となりました。（図１４）

一人でも多くの市民にボランティア活動に興味をもってもらい、地域でのきめ細やかな食育活動が展開できるよう、今後も食生活改善推進員を増やすことが必要です。

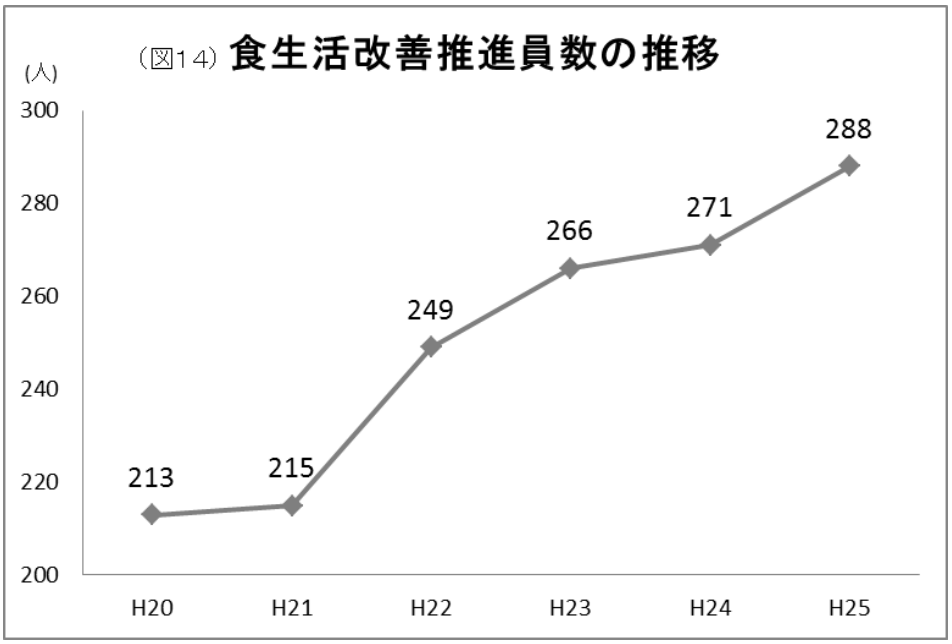

＜資料＞健康支援課

（９）地産地消の推進

販売店での市内産畜農産物コーナー設置数は、ＰＲの強化等により大幅に増加し、また、地産地消キャンペーンの回数についても増加しました。（図１５）

学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合（重量ベース）は、横ばいでした。（図１６）

地産地消の取組みは、地域の食や農業への理解を深め、生産者への感謝の気持ちを育むことにつながります。また、消費者と生産者との顔がみえる関係は、市民のつながり、地域の活性化を図るうえで重要であり、さらなる推進が必要です。

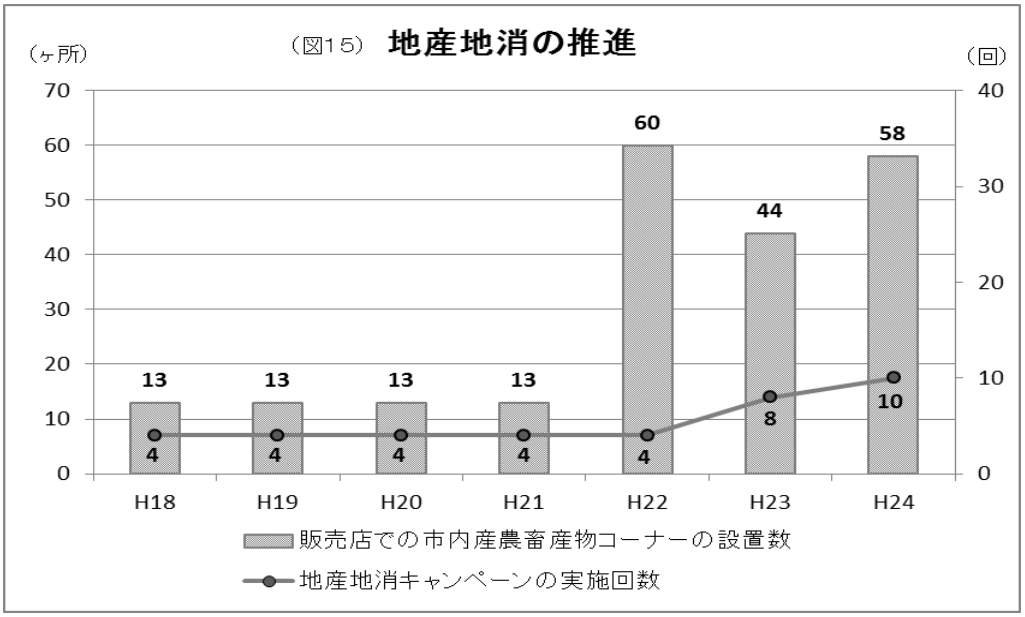

＜資料＞農政課

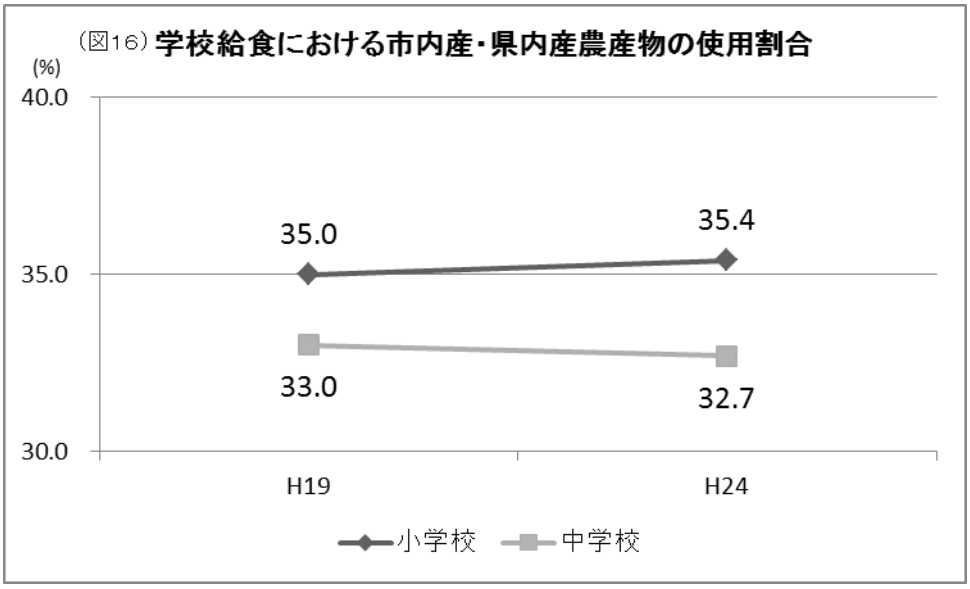

＜資料＞保健体育課

（１０）食育の計画づくり

食育の計画づくりに取り組んでいる保育所（園）の割合は、保育所保育指針に基づき保育の一環として食育が位置づけられたことにもより増加しました。

食に関する指導の全体計画を作成している学校の割合は、新学習指導要領に食育の推進が明記され、計画作成のための研修を重ねた結果、中学校では大幅に増加しました。

今後は、各施設において、作成された計画に基づき、関係職員等が連携・協力し、食育を推進することが重要です。

項目		策定時	現状値
食育の計画づくりに取り組んでいる保育所（園）の割合	保育所（園）	91.5%	100%
「食に関する指導の全体計画」を作成している学校の割合	小学校	100%	100%
	中学校	11.0%	91.2%

＜資料＞
保育所：保育所における食育の計画づくりに関する調査（H18，H24）
小中学校：保健体育課調査（H19，H24）

２　基本目標の評価

第１次計画で設定した基本目標について、関連する数値目標の達成状況（Ｐ22）から以下のとおり評価しました。

「食」を大切にする心の育成

【関連数値目標】

〇食育に関心がある市民の割合の増加

〇家族と一緒に食事（夕食）をしている子どもの割合の増加

【評価】

・食育に関心がある市民の割合は減少し、目標を達成しませんでした。食育を推進し成果をあげるためには、多くの市民に食育に関心を持ってもらうことが必要なため、今後もさらなる取組みが必要です。

・家族と一緒に食事（夕食）をしている子どもの割合は、小学５年生、中学２年生では増加しましたが、保育所、幼稚園、小学６年生では減少しました。家族との共食は子どもへの食育を推進していく大切な実践の場となることから、今後さらに共食の増加を目指した取組みが必要です。

「食」の理解と実践

【関連数値目標】

〇朝食を欠食する市民の割合の減少

〇肥満者の割合の減少

〇やせている人の割合の減少

【評価】

・子どもに関する指標については、朝食の欠食と肥満の割合はともに減少しました。これは保育所（園）、幼稚園、学校等における食育活動の一定の成果と考えられますが、望ましい食習慣の定着を図るためには、今後も継続した食育活動が必要です。

・成人に関する指標の多くは、改善が見られませんでした。３０歳代男性の約３人に１人が朝食を欠食し、５０歳代の男性の約３人に１人が肥満である状況です。また、２０歳代女性の約４人に１人がやせている状況です。一人ひとりにとって望ましい食事を理解し、健全な食生活を実践できるよう、ライフステージに応じた食育活動をより一層推進していくことが必要です。

「食育」の「輪」の展開

【関連数値目標】

○千葉市食生活改善推進員数の増加

○食育の計画づくりに取り組んでいる保育所（園）の割合の増加

○「食に関する指導の全体計画」を作成している学校の割合の増加

○学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（重量ベース）

○販売店での市内産農産物コーナーの設置数の増加

○地産地消キャンペーンの回数の増加

【評価】

・食生活改善推進員数は年々増加し、目標に近づきました。地域に密着した食育活動を展開するためには、今後も食生活改善推進員を増やすことが必要です。

・保育所（園）、学校における食育に関する計画を作成している割合は、目標を達成しました。今後は、作成された計画に基づき、関係職員等が連携・協力し、食育を推進していくことが重要です。

・地産地消の取組みは、ほぼ目標を達成しました。地産地消の取組みは、生産者と消費者の顔が見える関係を築き、地域の食や農への理解を深めることから、今後も推進が必要です。

３　食育施策の取組み状況

【これまでの主な取組み】

（１）　家庭・地域における食育の推進

◇親と子が望ましい食生活が実現できるよう、望ましい食生活の啓発や、育児相談・栄養相談等を実施しました。
◇「青少年の日フェスタ」を開催し、お弁当づくり教室やお菓子作り教室を実施し、食を通じて青少年と家庭・地域のつながりを深めました。
◇家庭での食習慣を見直すきっかけづくりとなるよう、公民館や保健福祉センター等、市民が身近に利用できる施設で、料理教室や講座等を開催しました。
◇栄養成分表示を実施する「健康づくり応援店」の普及や給食施設の指導を通じて、食に関する情報提供を行い、食環境整備を図りました。
◇「歯と口の健康週間」に歯科医師会と共催でイベントを開催し、噛むことの大切さや口腔の衛生等の普及啓発を行いました。

（２）　保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進

◇保育所（園）では、保育の一環として食育を位置づけ、多職種の連携のもとに食育の計画を作成し、乳幼児の発育及び発達に応じた食育を実施しました。
◇保育所（園）では、食事調査や日々の保育をとおし、子どもの喫食状況、栄養バランス、家庭での食事状況を踏まえ、管理栄養士等が献立を作成し、発達段階に応じた食事の提供を行いました。
◇学校では、食育を計画的・体系的にすすめるため、食育の目標や具体的な取組みの方針を示した全体計画の作成を促すための研修を実施しました。
◇保育活動や学校教育活動全体を通じて食育を推進するため、栄養関係職員を対象に食育に関する指導等の研修を実施しました。
◇保育所（園）、幼稚園、学校において、食に関する興味・関心を高め、食べ物への感謝の気持ちを育むため、栽培・収穫活動、皮むき等発達段階に応じた取組みを実施しました。
◇地元農産物を学校給食の食材料として取り入れたメニューを実施し、食に関する指導や地産地消の推進に努めました。
◇子どもたちの日常の食生活を見直す機会となるよう、給食の展示とレシピや給食だよりの配付、ホームページ等による情報発信など、保護者へ情報提供を行いました。

（３） 地産地消・環境にやさしい食育の推進

◇生産者が小学校などを訪問し、市内産農産物の栽培から収穫・出荷までの仕事や食の大切さなどについて授業を行いました。また、児童と生産者との給食の会食を実施し、「食」と「農」に対する関心と理解を深めました。
◇各種イベント会場や販売店等で、キャンペーンを開催し、市の農業のＰＲや市内産農畜産物の展示販売を行い、地産地消の推進を図りました。
◇生産から収穫まで、気軽に市民が農業に接することができる場として、市民農園及び観光農園の整備を推進しました。
◇食生活改善推進員は、地元で生産される食材を生かした献立を使った地区組織活動を実施しました。
◇食品廃棄を少なくする料理講習会や生ごみの減量の取組み等、環境に配慮した食生活の普及啓発活動を推進しました。

（４） 食の安全・安心に関する情報の提供

◇食中毒や食品衛生に関する講習会、意見交換会、パンフレット及びホームページ等を活用し、食の安全に関する情報をわかりやすく提供しました。
◇食品関係団体等と連携を図り、食品衛生の普及啓発を継続的に実施しました。

（５） 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

◇毎年６月の食育月間に「食育のつどい」を開催し、食育関係団体の協力のもと、一体的な食育推進運動を展開し、市民の食育に対する関心と理解を深めました。
◇千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会を開催し、食育の推進について審議を行うとともに、関係機関との連携・協力体制を確立しました。
◇食育の担い手である「食生活改善推進員」の養成を強化し、推進員数を増やし、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に食育活動を展開しました。

４　数値目標一覧（第１次計画）

第１次計画の数値目標（１１項目３６指標）の達成状況は以下のとおりです。

【評価】現状値が目標を達成している指標：◎　　現状値が目標に向かって改善している指標：○

現状値が変化していない指標　　：△　　現状値が改善しなかった指標　　：×

	項　目	対　象	策定時	現状値	目標数値	評価	出展
1	食育に関心のある市民の割合の増加	１５歳以上の市民	89.6%	86.8%	95%以上	×	A
2	家族と一緒に食事（夕食）をしている子どもの割合の増加	保育所（1～2 歳児）	90.5%	86.5%	94%以上	×	B
		保育所(3 歳以上児)	92.0%	90.8%		×	
		幼稚園（3～5 歳児）	89.2%	85.0%	91%以上	×	C
		小学５年生	95.0%	96.7%	96%以上	◎	D
		小学６年生	93.0%	86.5%	94%以上	×	E
		中学２年生	83.0%	87.9%	84%以上	◎	D
3	朝食を欠食する市民の割合の減少	保育所（1～2 歳児）	1.8%	1.3%	0%	○	B
		保育所（3歳以上児）	1.5%	1.0%		○	
		幼稚園（3～5 歳児）	0.8%	0.4%		○	C
		小学３年生	3.6%	3.6%	2%以下	△	F
		小学５年生	4.6%	3.9%		○	
		中学２年生	9.0%	6.4%	5%以下	○	G
		15～19 歳男子	4.3%	10.1%	2%以下	×	H
		15～19 歳女子	6.3%	4.9%	5%以下	◎	
		２０歳代男性	18.5%	17.4%	15%以下	○	
		２０歳代女性	8.3%	14.6%	5%以下	×	
		３０歳代男性	17.6%	34.1%	15%以下	×	
		３０歳代女性	8.0%	14.4%	5%以下	×	
4	肥満者の割合の減少	小学生男子	8.2%	7.4%	6%以下	○	I
		小学生女子	6.6%	6.0%		◎	
		中学生男子	10.6%	8.1%		○	
		中学生女子	9.1%	6.6%		○	
		４０歳代男性	34.2%	22.7%	20%以下	○	J
		５０歳代男性	28.8%	36.2%		×	
		５０歳代女性	16.3%	18.2%	15%以下	×	
		６０歳代女性	15.5%	18.3%		×	
5	やせている人の割合の減少	２０歳代女性	18.6%	24.4%	10%以下	×	
6	千葉市食生活改善推進員の増加	－	213 人	288 人	300 人	○	K
7	食育の計画づくりに取り組んでいる保育所（園）の割合の増加	保育所（園）	91.5%	100%	100%	◎	L
8	「食に関する指導の全体計画」を作成している学校の割合の増加	小学校	100%	100%	100%	◎	M
		中学校	11.0%	91.2%	60%以上	◎	
9	学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（重量ベース）	小学校	35.0%	35.4%	36%以上	○	N
		中学校	33.0%	32.7%	35%以上	△	
10	販売店での市内産農畜産物コーナーの設置数の増加	－	13 カ所	58 カ所	60 カ所	○	O
11	地産地消キャンペーン回数の増加	－	年８回	年 10 回	年８回	◎	

第３章　食育推進の方向性

本計画では、第１次計画に定めた基本理念・基本目標を引き継ぐとともに、第１次計画の評価や食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、基本目標の達成に向けた取組みの中心となる「重点取組」を位置づけ、食育のさらなる推進を図ります。

１　基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

２　基本目標

基本目標１　　「食」を大切にする心の育成

家族や仲間と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを図る「共食」の機会を大切にし、食の楽しさ、おいしさを実感し、豊かな人間性を育みます。

また、日々の食事が、生産者をはじめ多くの人々の食への愛情や努力に支えられ、そして、「食べる」ということは生きている「命」をいただいているということを理解し、食への感謝の気持ちを育みます。

【重点取組】　*一緒に食べる『楽しい食卓』*

「共食」は食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であることから、「共食」の機会を増やすことが重要です。

家族や仲間と一緒に食べ、笑顔の広がる「楽しい食卓」を通じて、「食」を大切にする心を育めるよう、保育所（園）幼稚園、学校、地域等と連携し、「共食」の推進に重点的に取り組みます。

基本目標２　　「食」の理解と実践

「食」に関する正しい知識と選択する力を身につけ、健全な食生活を自ら実践できる人を育てます。

ライフステージに応じて、一人ひとりにとって望ましい食事量や内容を理解し、健康づくりや生活習慣病の予防・改善を図ります。

【重点取組】 ***食から始まる『健康づくり』***

肥満ややせ、生活習慣病を予防・改善するには、一人ひとりにとって望ましい食事を理解し、食に関する正しい知識や選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することが重要です。

特に青壮年期に課題が多く見受けられることから、大学や事業所等と連携し、食を通じた「健康づくり」の推進に重点的に取り組みます。

基本目標３　　「食育」の「輪（わ）」の展開

家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など、食に関わる関係機関・団体等が連携し、広がりある食育の推進を図ります。

食に関する地域での活動を知り、参加することにより、食への関心や理解を深めるとともに、地域のつながりを育みます。

【重点取組】 ***食で育む『地域のつながり』***

少子高齢化や核家族化の進行とともに、地域や人とのつながりが希薄化しています。地域で食育に取り組み、良いコミュニティをつくることは、健やかで心豊かに暮らせるまちの実現につながります。

食に関する様々な活動を通じて、人々がふれあい、伝えあい、支えあいながら「地域のつながり」を深めることができるよう、関係機関・団体等と連携を図り、食育の推進に取り組みます。

３　推進キャッチフレーズ

食育をわかりやすく身近に感じてもらい、市全体で第２次食育推進計画を推進していけるよう、キャッチフレーズを活用します。

おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね

写　真

写　真

写　真

4　施策の体系

推進キャッチフレーズ　「おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね」

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

３つの基本目標

- 「食」を大切にする心の育成
  【重点取組】
  ～一緒に食べる『楽しい食事』～
- 「食」の理解と実践
  【重点取組】
  ～食から始まる『健康づくり』～
- 「食育」の「輪（わ）」の展開
  【重点取組】
  ～食で育む『地域のつながり』～

５つの施策展開

１　家庭・地域における食育の推進

(1)楽しく食べることの推進・望ましい食習慣と知識の習得
(2)妊産婦と乳幼児等への食育の推進
(3)健康づくりのための食育の推進
(4)高齢期における食育の推進
(5)歯科保健活動における食育の推進
(6)地域における「食」を学ぶ機会の充実
(7)食品関連事業者等と連携した食育の推進

２　保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進

(1)保育活動や教育活動を通じた食育の推進
(2)指導体制の充実
(3)給食を通した食育の充実
(4)農業体験や食品の調理などの体験活動の推進
(5)保護者への普及啓発・地域との連携

３　地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進

(1)市内産農畜産物への理解の促進
(2)地産地消の推進
(3)生産者と消費者との交流と体験活動の促進
(4)地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及
(5)環境にやさしい食育の推進

４　食の安全・安心に関する情報の提供

(1)食品の安全性に関する情報の提供

５　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

(1)食育推進運動の展開
(2)関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
(3)食育推進に関わる人材の育成・支援

５　数値目標一覧

施策の成果や達成度を把握するため、数値目標を設定しました。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">項目</th><th>対象</th><th>現状値</th><th>目標値</th><th>所管</th><th>出典</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">食育に関心のある市民の割合の増加</td><td>１５歳以上の市民</td><td>77.2%</td><td>90%以上</td><td>健康支援課</td><td>P</td></tr>
<tr><td rowspan="8">2</td><td rowspan="8">共食の増加
（食事を１人で食べる子どもの割合の減少）</td><td rowspan="4">朝食</td><td>保育所（３歳以上児）</td><td>15.0%</td><td rowspan="2">10%以下</td><td>保育運営課</td><td>B</td></tr>
<tr><td>幼稚園（３～５歳児）</td><td>13.3%</td><td>こども企画課</td><td>C</td></tr>
<tr><td>小学５年生</td><td>24.3%</td><td>20%以下</td><td rowspan="2">保健体育課</td><td rowspan="2">G</td></tr>
<tr><td>中学２年生</td><td>49.0%</td><td>45%以下</td></tr>
<tr><td rowspan="4">夕食</td><td>保育所（３歳以上児）</td><td>1.4%</td><td rowspan="2">0%</td><td>保育運営課</td><td>B</td></tr>
<tr><td>幼稚園（３～５歳児）</td><td>0.8%</td><td>こども企画課</td><td>C</td></tr>
<tr><td>小学５年生</td><td>3.3%</td><td>2%以下</td><td rowspan="2">保健体育課</td><td rowspan="2">G</td></tr>
<tr><td>中学２年生</td><td>12.1%</td><td>10%以下</td></tr>
<tr><td rowspan="13">3</td><td colspan="2" rowspan="13">朝食を欠食する市民の割合の減少</td><td>保育所（１～2 歳児）</td><td>1.3%</td><td rowspan="3">0%</td><td rowspan="2">保育運営課</td><td rowspan="2">B</td></tr>
<tr><td>保育所（３歳以上児）</td><td>1.0%</td></tr>
<tr><td>幼稚園（３～５歳児）</td><td>0.4%</td><td>こども企画課</td><td>C</td></tr>
<tr><td>小学３年生</td><td>3.6%</td><td rowspan="2">2%以下</td><td rowspan="3">保健体育課</td><td rowspan="2">F</td></tr>
<tr><td>小学５年生</td><td>3.9%</td></tr>
<tr><td>中学２年生</td><td>6.4%</td><td>5%以下</td><td>G</td></tr>
<tr><td>15～19 歳男子</td><td>10.1%</td><td rowspan="2">2%以下</td><td rowspan="6">健康支援課</td><td rowspan="6">H</td></tr>
<tr><td>15～19 歳女子</td><td>4.9%</td></tr>
<tr><td>20 歳代男性</td><td>17.4%</td><td rowspan="2">15%以下</td></tr>
<tr><td>30 歳代男性</td><td>34.1%</td></tr>
<tr><td>20 歳代女性</td><td>14.6%</td><td rowspan="2">5%以下</td></tr>
<tr><td>30 歳代女性</td><td>14.4%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td colspan="2" rowspan="4">肥満者の割合の減少　※2</td><td>小学５年生男子※1</td><td>5.0%</td><td rowspan="2">減少</td><td rowspan="2">保健体育課</td><td rowspan="2">I</td></tr>
<tr><td>小学５年生女子※1</td><td>3.4%</td></tr>
<tr><td>20～60 歳代男性</td><td>28.0%</td><td>23%以下</td><td rowspan="2">健康支援課</td><td rowspan="3">J</td></tr>
<tr><td>40～60 歳代女性</td><td>15.8%</td><td>14%以下</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">やせている人の割合の減少　※3</td><td>20 歳代女性</td><td>24.4%</td><td>20%以下</td><td>健康支援課</td></tr>
</table>

	項目	対象	現状値	目標値	所管	出典
6	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の人の割合の増加	１５歳以上の市民	54.6%	70%以上	健康支援課	P
7	野菜摂取量の増加（１日あたり）	１５歳以上の市民	269ｇ	350g以上	健康支援課	H
8	メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加	１５歳以上の市民	39.4%	50%以上	健康支援課	P
9	咀しゃく良好者の割合の増加	６０歳代	71.5%	75%以上	健康支援課	P
10	千葉市食生活改善推進員の増加		288人	330人	健康支援課	K
11	学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（重量ベース）	小学校	35.4%	36%以上	保健体育課 農政課	N
		中学校	32.7%	35%以上		
12	販売店での市内産農畜産物コーナーの設置数の増加	―	58カ所	65カ所	農政課	O
13	地産地消キャンペーン回数の増加	―	年10回	年12回	農政課	

※1　中等度・高度肥満傾向児（中等度：肥満度＋30%以上＋50%未満、高度：肥満度＋50%以上）
※2　肥満（ＢＭＩ25 以上）
※3　やせ（ＢＭＩ18.5 未満）

第４章　食育施策の展開

1　家庭・地域における食育の推進

現状と課題

家庭は、望ましい食習慣を身につける上で、最も関わりの大きい場です。家族が食卓を囲んで一緒に食事をとりながら、コミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感させるとともに、子どもたちが食事のマナーやあいさつの習慣など食生活に関する基礎を習得する大切な時間と場となります。

しかし、核家族化や共働き世帯の増加などによって、ライフスタイルや価値観が多様化し、これまで家庭が担ってきた食の教育力の低下が懸念されています。

本市においても、家族と一緒に夕食を食べている割合が幼児期で低下しており、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、男女共同参画等の推進も踏まえ、家庭における食育の推進の充実を図る必要があります。

また、食習慣の乱れに起因する様々な問題が引き起こされており、本市においても、成人の肥満や若い女性のやせの増加などが見られ、生活習慣病の予防や改善につながる取組みを行うことが重要です。

これまでも、保健福祉センター等において、乳幼児期から高齢期まで、一人ひとりのライフステージに応じた事業を展開してきました。また、保育所（園）、幼稚園、学校等でも、子どもを通じて保護者へ普及啓発をしてきました。引き続き、地域に密着した食育を推進するためには、地域のボランティアや関係機関・団体、事業所等と積極的に連携を図ることが必要です。そして、飲食店等における栄養成分表示や情報提供、給食施設の支援等を推進し、食環境の整備を図ることも重要です。

さらに、地震等の大規模な災害や新型インフルエンザ等の発生等の非常時であっても、できるだけ健全な食生活を実践できるよう、日頃から保存性の高い食料品を買い置きするなど、各家庭において食料等の備蓄を心がけることが大切です。

市民の取り組み

- 家族や仲間と食卓を囲んで、楽しく食事をしましょう。
- 家族や仲間と一緒に買い物や食事づくりを楽しみましょう。
- 朝ごはんをしっかり食べて、規則正しい生活リズムをつくりましょう。
- いろいろな食品を食べ、栄養バランスのとれた食事をしましょう。
- 歯・口腔の健康を保ち、よく噛んで味わいながら食べましょう。
- 災害などの非常時に備え、日頃から食料等の備蓄をしましょう。

市の取り組み

（1）楽しく食べることの推進・望ましい食習慣と知識の習得

家族や仲間と一緒に食事をしたり、子どもたちの調理体験を増やしたりするなど、コミュニケーションを図り、食の楽しさを実感する食育を推進します。

また、早寝早起きや朝食をしっかりとるなど、規則正しい生活リズムや望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組みます。

さらに、災害などの非常時に備え、食料備蓄の取り組み方や献立例など、食に関する情報提供や啓発を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
一人ひとりにとって望ましい食事の理解の推進	健康教育やイベント、食生活改善推進員の地区組織活動等において、食事バランスガイド等を用い、市民に広くバランスの良い食事をすることの大切さを広めます。	市民	保健福祉局 健康支援課
食を通じたコミュニケーションの推進	家族・仲間が食卓を囲み食事をすること（共食）の大切さを広めます。また、家庭において簡単にできる料理や、外食や中食（なかしょく）の正しい選択の方法等を普及啓発します。	市民	保健福祉局 健康支援課
朝ごはんをとることの普及啓発	朝ごはんレシピを配布するなど、食育活動の中で普及啓発をします。	市民	保健福祉局 健康支援課
野菜をとることの普及啓発	バランスのよい食事をするため、野菜レシピを紹介するなど、野菜のとり方について食育活動の中で普及啓発をします。	市民	保健福祉局 健康支援課
若年者を対象とした食育の推進	大学等と連携を図り、若年者をターゲットとした食育活動を展開します。	高校生 大学生等	保健福祉局 健康支援課
ワーク・ライフ・バランスの推進	「九都県市仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進キャンペーン」などを実施し、働き方を見直して家族で食卓を囲む習慣づくりを推進します。	市民	こども未来局 保育支援課 市民局 男女共同参画課

取り組み	内容	対象	所管
子どもルームの指導員等への普及啓発	子どもルームを運営する千葉市社会福祉協議会に対し、子どもの望ましい食生活についての情報提供を行います。	千葉市社会福祉協議会	こども未来局 健全育成課
思春期保健対策事業	思春期の子ども及びその親に対して、思春期の心と体の発達を理解し、自分の体を大切にすることを学ぶ教室を実施します。	思春期の子どもと保護者等	保健福祉局 健康支援課
「青少年の日」「家庭・地域の日」の推進	「家庭・地域の日」の取り組みの一環として、給食の代わりにお弁当を持参してもらう「お弁当の日」を設けます。	小学生 中学生 保護者	教育委員会 保健体育課
	「青少年の日」である毎年９月の第３土曜日に、「青少年の日フェスタ」を開催し、青少年のコミュニケーション力を高めるとともに、青少年と家庭・地域のつながりを深める機会を提供する中で、お弁当づくり教室、お菓子づくり教室の開催、市内産新鮮野菜の販売など、食を通じての青少年と家庭・地域のつながりを推進します。	市民	こども未来局 健全育成課
災害等の非常時に備えた食に関する普及啓発	食料備蓄の取り組み方や献立例など、災害等の非常時に備えた食に関する情報提供や啓発を行います。	市民	保健福祉局 健康支援課 健康企画課 総務局 防災対策課

（２）妊産婦と乳幼児等への食育の推進

妊娠期・授乳期における望ましい食生活の実現に向け、必要な知識や情報を提供します。

また、乳幼児の発育・発達段階に応じた栄養指導の充実を図るとともに、子育て中の親子の交流の場などを活用し、情報提供や相談を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
離乳食教室	望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀しゃく力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について、支援します。	生後６～８か月児の保護者	保健福祉局 健康支援課
母親＆父親学級	「食事バランスガイド」等を活用して、妊娠期・授乳期における望ましい食習慣について指導します。	初妊婦とそのﾊﾟｰﾄﾅｰ	保健福祉局 健康支援課

妊産婦・新生児訪問指導	助産師等訪問指導員が、訪問を希望する妊産婦・新生児の家を訪問し、出産・育児等に関わる様々な相談に応じます。	妊産婦 乳幼児の保護者	保健福祉局 健康支援課
乳幼児健康診査	4か月、1歳6か月および3歳児健診において、乳幼児とその家族の望ましい食習慣の啓発やニーズに応じた栄養相談等を実施します。	乳幼児 保護者	保健福祉局 健康支援課
小児肥満相談	3歳児健診からスクリーニングされた肥満度15％以上の子どもとその家族に対して食事や運動などの相談を実施します。	幼児 保護者	保健福祉局 健康支援課
子育て中の保護者への情報提供･相談	子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、保健福祉センター等で子育て中の保護者に対し、食に関する情報を提供するとともに、育児や食事の相談に応じます。	乳幼児 保護者	保健福祉局 健康支援課 こども未来局 保育支援課 保育運営課

（３）健康づくりのための食育の推進

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康に関心をもち、一人ひとりにあった食事がとれるよう、教室や相談等を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
栄養相談	食生活の見直し、調理方法や工夫の仕方、食事療法等、保健福祉センターの管理栄養士が個別相談に応じます。	市民	保健福祉局 健康支援課
食の実践教室	生活習慣病の予防や各ライフステージにおける望ましい食生活の普及啓発を調理実習を通じて行います。	市民	保健福祉局 健康支援課
健康教育 健康相談	生活習慣の改善を目的に、管理栄養士や保健師等が、一人ひとりのニーズに応じ、健康に関する正しい知識の普及や、個別相談に応じます。	市民	保健福祉局 健康支援課

（４）高齢期における食育の推進

教室や相談、地区組織と連携した活動等を通じて、高齢者の低栄養予防に対する意識を高め、バランスのとれた栄養状態を保ち、健康長寿を実現できるよう高齢者の食生活を支援する体制づくりに努めます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
介護予防教室 介護予防相談	高齢者の栄養改善や口腔機能の向上、運動器の機能向上等を図るためのプログラムを提供するとともに、日常生活における介護予防の取り組みを支援します。	高齢者	保健福祉局 健康支援課 高齢福祉課
食事セミナー	高齢期を健康に過ごすための食生活と運動の実践方法を伝え、実践の継続を支援します。	高齢者	保健福祉局 健康支援課 高齢福祉課
食の自立支援事業 （配食サービス）	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方に対し、食関連サービスの利用調整及び配食サービスの実施により、利用者の食の自立を支援します。	ひとり暮らし高齢者等	保健福祉局 高齢福祉課

（５）歯科保健活動における食育の推進

生涯を通じて健全な口腔機能を保ち、しっかり噛んで味わって食べられるよう、「８０２０（ハチマル・ニイマル）運動（80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とうという運動）」や、「噛ミング３０（カミング・サンマル）（ひとくち 30 回程度噛むこと）」を推進し、一人ひとりにとって望ましい口腔ケアを理解し実践できるよう支援します。

また、食品の物性に応じた誤嚥（ごえん）や窒息予防について啓発を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
ヘルシーカムカムの開催	「歯と口の健康週間」（６月４日～１０日）に歯科医師会と共催でイベントを開催し、むし歯や歯周病による歯の喪失予防や口腔機能の維持・向上を推進するための普及啓発を行い、市民の生涯にわたる健全な口腔保健の確立を図ります。	市民	保健福祉局 健康支援課

乳幼児期の噛む力、飲み込む力の育成	乳幼児健康診査や２歳児むし歯予防教室、幼稚園等歯みがき指導などの各種歯科保健事業を通じ、乳幼児が正しい口腔機能を獲得するための支援を行います。	乳幼児 保護者	保健福祉局 健康支援課
口腔ケア事業	歯科医院において口腔機能の評価、必要な相談・指導を行い、高齢者の口腔機能の向上を図ります。	高齢者	保健福祉局 健康支援課 高齢福祉課
歯っぴ一健口教室	高齢者の口腔機能の向上のためのプログラムを提供するとともに、日常的に実践できるよう支援します。	高齢者	保健福祉局 健康支援課 高齢福祉課
妊産婦歯科健診	妊産婦に対し、妊娠中と産後に各１回歯科健診を実施し、口腔衛生の普及啓発及び歯科保健の意識向上を図り、歯の喪失を予防します。	妊産婦	保健福祉局 健康支援課
学校歯科事業	歯科衛生士が、小・中学校で実施する口腔衛生指導を通じ、噛むことの重要性について普及啓発を図ります。	小学生 中学生	教育委員会 保健体育課

（６）地域における「食」を学ぶ機会の充実

誰もが気軽に食に関するさまざまな体験や学習ができるよう、地域の身近な場所で教室や講座等を実施します。

また、食生活改善推進員が実施する地域における食育活動を支援します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
男性料理教室	男女共同参画センターや公民館において、男性を対象に、調理に関する知識や技術を習得するための講座を開催します。	市民（男性）	市民局 男女共同参画課 教育委員会 生涯学習振興課
食生活改善推進員による地区組織活動支援	地域における食育の推進を担う食生活改善推進員が親子料理教室や食生活改善教室等の地区組織活動を実施します。	市民	保健福祉局 健康支援課
公民館等での食育講座	市民が利用しやすい、公民館・保健福祉センター等で子どもの調理体験や生活習慣病予防のための食生活等をテーマとした食育講座を実施します。	市民	保健福祉局 健康支援課 教育委員会 生涯学習振興課

ときめきサタディ	千葉市内の小中学生の体験学習や異学年の交流を目的とした「ときめきサタディ」において、食生活改善推進員等によるお菓子作りや料理教室で健康な食生活に関する講座を開催します。	小学生 中学生 親子	教育委員会 南部青少年センター （生涯学習振興課）
わくわくカレッジ	青少年・一般市民の生活文化向上と健全な仲間作り及び連帯感の高揚を図ることを目的とした「わくわくカレッジ」において、食生活改善推進員等による食に関する講座を開催します。	青少年 一般	教育委員会 南部青少年センター （生涯学習振興課）

（７）食品関連事業者等と連携した食育の推進

バランスのとれた食事の選択ができるよう、飲食店やスーパーマーケットなどの食品関連事業者等と連携し、食に関する情報や体験活動の機会等を提供します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
健康づくり応援店事業	飲食店等が外食、惣菜、仕出し弁当等に栄養成分表示をするとともに、ヘルシーメニュー、ヘルシーオーダー、健康づくりに関する情報提供、禁煙及び禁煙タイムに取り組めるよう支援します。	市民 飲食店等	保健福祉局 健康支援課
給食施設指導	給食施設に対して喫食者の状態に応じた適切な栄養管理ができるよう必要な援助・指導を実施し、喫食者の健康づくりを支援します。	給食施設	保健福祉局 健康支援課
プロから学ぶ食育	調理師会等と連携し、専門家等から直接指導を受けることができる料理教室を実施します。	市民	保健福祉局 健康支援課

２　保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進

現状と課題

乳幼児期は、生活リズムや食習慣の基礎を形成し、学童期から思春期にかけては、食への関心や判断力を養い、望ましい食習慣が確立する重要な時期です。

子どもたちの健康な心身を育むためには、健全な食生活は欠かせないものですが、社会状況の変化や価値観の多様化等に伴い、子どもたちの食習慣の乱れや健康への影響がみられるなど、様々な課題が生じています。

本市においても、子どもたちの朝食欠食や、肥満の状況には改善が見られたものの、家族と一緒に夕食を食べている割合が幼児期で低下するなど、改善すべき課題も残されています。

保育所（園）・幼稚園・学校等は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であり、食育を進めていく場として大きな役割を担っています。また、子どもたちへの食育を通じて保護者がともに学ぶことで、家庭の食生活への良き波及効果をもたらすことも期待できます。

これまでも、保育所（園）・幼稚園・学校等では、関係職員等の共通理解のもと、家庭、地域等と連携しながら、発達段階に応じた食育に取り組んできましたが、今後さらに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育を積極的に推進することが必要です。

市民の取り組み

- 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践しましょう。
- 友達や家族と楽しく食事をしましょう。
- 食事のマナーやあいさつの習慣を身につけましょう。
- 食事の準備や後片付けを手伝いましょう。
- 調理や栽培体験を通して、「食」の楽しさ、大切さを実感しましょう。

市の取り組み

（１）保育活動や教育活動を通じた食育の推進

保育所（園）・幼稚園・学校等では、各施設の実情に応じた食育年間計画を策定し、関係職員等の共通理解、連携を図り、日々の保育活動や教育活動において、子どもたちの年齢・発達段階にあった食育を推進します。

◆ 保育所（園）では、食を通じて、健康な心と体を育て、人と関わる力を養い、伝承されてきた文化の理解や郷土料理への関心、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちをはぐくむよう、各保育所（園）の食育計画に基づき、乳幼児の発育・発達に応じた食育を推進します。

◆ 幼稚園等では、先生や友達と食べることを楽しんだり、食べ物に興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つよう、幼稚園教育要領に基づき、各幼稚園の特色を活かした食育を推進します。

◆ 学校では、子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校の食に関する全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的に食育を推進します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
食育計画の作成	「保育所保育指針」や「保育所における食育に関する指針」に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう保育課程及び指導計画に位置付けられた食育の計画を作成します。	入所（園）児童 保護者	こども未来局 保育運営課
保育を通じた食育活動	全職員が専門性を活かし、「食育計画」に基づいて、保護者と連携しながら、子ども一人ひとりの発育・発達に応じた食育を推進します。	入所（園）児童 保護者	こども未来局 保育運営課
管理栄養士等による個別指導	管理栄養士等と保育士、看護師等が連携し、離乳食や食物アレルギーへの対応、偏食、肥満、マナーなど個別の面接指導を実施します。	入所（園）児童 保護者	こども未来局 保育運営課
私立幼稚園における食育活動	野菜の栽培、「食育のつどい」へ参加など、食に関する体験活動を通じて、食に関する興味・関心や食べ物を大切にする心と感謝の気持ちを育てます。また、楽しく、和やかな雰囲気の中でお弁当や給食をとる環境を整えることで、進んで食べようとする気持ちを育て、望ましい食習慣を形成します。	私立幼稚園の園児	こども未来局 こども企画課
食に関する指導（授業）	体育科や家庭科等の年間指導計画に基づき、学級・教科担任等は、栄養教諭・学校栄養職員、企業等と連携し、教科等の特質を生かした授業や、学校給食や食育に関する教材を活用し、栄養バ	小学生 中学生	教育委員会 指導課 保健体育課

	ランスのとれた食事の大切さや基礎的・基本的な調理技術、食に関する知識、食文化等について指導します。		
食に関する指導の全体計画の作成	学校における食育は、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育内容に密接に関わっているため、計画的・体系的に指導を行うことが必要です。そのため、学校における食育の目標や具体的な取組の方針を示した全体計画を作成します。	小学生 中学生	教育委員会 保健体育課
栄養教諭・学校栄養職員の個別的な相談指導	栄養教諭・学校栄養職員と養護教諭等が連携し、肥満、やせ、偏食、食物アレルギーについての個別的な相談指導を実施します。	小学生 中学生	教育委員会 保健体育課

（２）指導体制の充実

関係職員等が連携・協力し、保育活動や教育活動全体で食育の推進に取り組むために、研修を実施し、指導力の向上と指導体制の充実に努めます。

また、食物アレルギーについて、対応マニュアル等の整備や研修を実施し、関係職員等の共通理解を図ります。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
職員研修の充実	保育所（園）における魅力ある効果的な食育の推進に向け、管理栄養士等や保育士・看護師等の職員を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導等の研修を行います。 食物アレルギーについて正しい知識の普及と「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に関する研修を行います。	管理栄養士等・保育士・看護師等	こども未来局 保育運営課
	栄養教諭・学校栄養職員や、給食指導主任等を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導、食物アレルギー等の研修を行います。	栄養教諭 学校栄養職員 給食指導主任等	教育委員会 保健体育課

（３）給食を通した食育の充実

保育所（園）では、子どもの状態に応じた食事を提供するとともに、毎日の食事を通して、多様な経験を積み、「食を営む力」の基礎を培うことができる環境づくりを推進します。

学校では、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図ります。

また、給食に地元農産物を活用し、生産者の苦労や地元農産物に関する情報を伝えるとともに、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解を深めます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
特色ある保育所（園）給食	旬の食材を取り入れ栄養バランスのとれた献立を作成し、発達段階に応じた食事形態の給食を実施するとともに、一人ひとりに合った援助をします。 食に関する調査を実施して、子どもの現状を把握し、献立内容の充実および望ましい食習慣へつなげます。	入所（園）児童	こども未来局 保育運営課
特色ある学校給食	交流給食や行事食、招待給食、バイキング、セレクト給食など、各学校ごとに特色ある給食を実施します。	小学生 中学生	教育委員会 保健体育課
地元農産物を導入した学校給食の実施	新鮮な地元農産物を学校給食の食材料として積極的に取り入れ、地域の食文化や食に関する歴史、地元農業への理解を深めます。 食育の日（毎月１９日）や市民の日（１０月１８日）などに、地元農産物を取り入れた特別メニューを実施します。	小学生 中学生	教育委員会 保健体育課 経済農政局 農政課

（４）農業体験や食品の調理などの体験活動の推進

野菜の栽培や収穫、田植えや稲刈りなどの農業体験、クッキング保育や親子料理教室等の調理体験等を通じ、食への関心と理解を深め、自然の恵みや、生産者や調理する人などへの感謝の気持ちを育みます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
栽培・収穫体験	乳幼児が栽培・収穫活動を体験し、野菜を見たり育てたりする喜びを実感することで「食」への興味を育てます。	入所（園）児童	こども未来局 保育運営課
クッキング保育（調理体験）	食材に目を向け、自分でかかわった料理を食べる楽しさやうれしさを体験し、調理することに関心を持つようにします。	入所（園）児童	こども未来局 保育運営課
農業体験	農業体験を通して、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動とその想いへの理解を深めるようにします。	小学生 中学生	教育委員会 指導課
小学生の農山村留学事業	現地校との交流・地域の家庭へのホームステイ・自然体験・登山・炭焼き・野菜の収穫・樹木の伐採・枝打ち等、地域の特色を生かした体験活動の中で、作物の収穫、収穫したものを使っての調理、その地域の郷土料理づくりなどをとおして食に関する理解の促進を図ります。	小学生	教育委員会 指導課

（５）保護者への普及啓発・地域との連携

子どもたちが日々の生活において、健全な食生活を実践できるよう、保護者に対して情報提供を行い、食育について理解を促進します。あわせて、若い時期から生活習慣病を予防するために、保護者自身の望ましい食生活について普及啓発を行います。

また、親子料理教室の実施など、地域と連携を図った取り組みを実施するとともに、保育所(園)・幼稚園等においては、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
給食の展示	給食について親子で会話し、食に関心を持ってもらうことや、子どもが食べる食事量のめやすになるよう、保育所（園）で給食を展示し、作り方等を紹介します。	入所（園）児童 保護者	こども未来局 保育運営課

ホームページでの情報提供	食育ホームページ“おいしい！元気！ちばキッズ”で、離乳食・幼児食のレシピや保育所での食育活動の様子などの情報を発信します。	市民	こども未来局 保育運営課
食育だよりなどを通じた情報提供	お弁当のメニューや家庭での食事など健全な食生活に役立つ情報のＰＲを行います。	保護者	こども未来局 保育運営課 教育委員会 保健体育課
家庭配付献立表を活用した情報提供	家庭での食育の関心を高めるため、献立表に、旬の食材を使ったレシピや、郷土料理の紹介など、食育に関する情報提供を行います。	保護者	こども未来局 保育運営課 教育委員会 保健体育課
食育フェスティバル	親子で楽しむ食育体験（食育講座、レシピ紹介等）を保育所にて開催します。	市民	こども未来局 保育運営課

３　地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進

現状と課題

本市の農業は、温暖な気候と広大な農地を活かした都市農業として営まれ、市内はもとより首都圏に、新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給しています。しかし、本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあります。

一方で、新鮮で安全安心な農畜産物に対する市民の関心は高まっており、消費者の信頼を確保し、農業と食への理解や関心を深めるためには、地域で生産したものを地域で消費する「地産地消」の取組は重要です。

これまで、販売店での市内産農畜産物コーナーの設置数を増やしたり、イベント会場等で地産地消キャンペーンを開催したりするなど、市内産農畜産物の認知度の向上に努めてきました。市民が身近な場所で作られた新鮮な市内産農畜産物を食べることができ、農業を身近に感じられる機会が得られるよう、今後さらに地産地消を推進する必要があります。

また、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立っていることや、日々の食生活が、生産者を始めとして食に関わる多くの人々の苦労や努力によって培われているということを認識し、食への感謝の気持ちを育むためには、生産者と消費者の交流や体験活動などの取り組みが必要です。

さらに、自然環境への負荷を減らした農業生産や、食品の食べ残しや廃棄を少なくすることなど、環境と調和のとれた食育活動も大切です。

市民の取り組み

- 市内産農畜産物を味わいましょう。
- 栽培や収穫、食品加工等の体験を通して、生産者と交流する機会を持ちましょう。
- 親子で「食」と「農」について話し合いましょう。
- 買いすぎ、作りすぎに注意し、食品の食べ残しや廃棄を減らしましょう。

市の取り組み

（１）市内産農畜産物への理解の促進

食に対する理解と関心を深め、感謝の気持ちを育むために、市内産農畜産物の認知度の向上に努めるとともに、農産物の生産過程について啓発を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
千葉市産農産物生産者認証制度	土壌診断の定期的な実施、農薬の適正使用の遵守、生産履歴の記帳、堆肥の利用等、市独自の基準を満たした生産者を認証します。	農業者	経済農政局 農政課
市内産農畜産物の認知度の向上	市民公募・市民投票で決定した「地産地消シンボルマーク」を千葉市産農産物生産者認証制度の認証マークとして活用し、市内産農畜産物の認知度を高めます。	市民	経済農政局 農政課
市内産農畜産物のブランド化の推進	ブランド化の可能性を検討するため、古くから地域で生産される野菜等を調査するほか、新品目の栽培試験を行います。	農業者	経済農政局 農政センター 農業生産振興課
生産者による出張授業	生産者が小学校などを訪問し、市内産農産物の栽培から収穫・出荷までの仕事や、食の大切さなどについて授業を実施し、子どもたちの「食」と「農」に対する関心と理解を深めます。	小学生	経済農政局 農政課 教育委員会 保健体育課

（２）地産地消の推進

市民が身近な場所で生産された新鮮な市内産農畜産物を食べることができ、本市の農業を身近に感じられる機会が得られるよう、直売所、量販店、学校給食等での利用を促進し、地産地消の推進を図ります。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
千葉市地産地消推進連絡会議の実施	市内産農畜産物の安定的な生産と供給、生産者と消費者の交流促進、「食」や「農」に関する情報収集・提供など地産地消の推進に取り組みます。	生産者 農業団体 消費者団体 流通関係者	経済農政局 農政課
地産地消キャンペーンの開催	新鮮で安全安心な農畜産物を、より多くの市民にＰＲし、「食」や「農」に対する関心を高めるために、各種イベント会場や販売店等で千葉市の農業の紹介や農畜産物の展示即売キャンペーンを開催します。	市民	経済農政局 農政課

市内産農産物の販売促進	市民に市内産農畜産物を購入してもらうため、直売所や観光農園でのもぎ取りやスーパー等の販売店での市内産農畜産物販売コーナーの設置を推進します。	生産者 農業団体 流通関係者	経済農政局 農政課
地産地消の情報提供	直売所や観光農園の紹介など地産地消に関する様々な情報をホームページ、ソーシャルメディア等を活用して提供します。	市民	経済農政局 農政課
旬の農産物の紹介	市内産農産物の旬を紹介し、市内産農産物のＰＲに努めます。	市民	経済農政局 農政課
給食への市内産農畜産物の導入	小・中学校等における給食での市内産農畜産物の利用拡大を図ります。	小学生 中学生　等	経済農政局 農政課 教育委員会 保健体育課

（３）生産者と消費者との交流と体験活動の促進

農作物の栽培等の体験活動や、農産物直売所での生産者と消費者との交流を通じて、食や農業への理解を深めるとともに、自然の恩恵や生産者の苦労や努力を認識し、食への感謝の気持ちを育みます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
ふるさと農園事業	農作物の生産や加工、実習を通して土や自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、都市部と農村部の情報交換、ふれあいの場を提供します。	市民	経済農政局 農政センター 農業経営支援課
市民農園・体験農園・観光農園の整備と利用促進	生産から収穫まで、気軽に市民が農業に接することができる場として、市民農園・体験農園・観光農園の整備を推進します。	市民	経済農政局 農政課

（４）地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及

地元でとれる農畜産物を活かした献立や郷土料理の普及を図り、地元の食文化を伝承します。

また、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う６次産業化に取り組み、地産地消の推進と地域の活性化を図ります。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
郷土料理の普及啓発	食生活改善推進員の地区組織活動やホームページを利用し、地元で生産される食材を活かした料理の普及を図り、地産地消を推進します。また、伝統料理や郷土料理の普及啓発を推進します。	市民	保健福祉局 健康支援課
下田農業ふれあい館（下田都市農業交流センター）	地元で生産された新鮮で安全安心な農畜産物などの販売や地元農畜産物を活用した料理の提供を通じ、都市部と農村部の市民交流を促進し、農業の振興を図ります。	市民	経済農政局 農政センター 農業経営支援課
千葉市地産地消推進業務委託	市民等に対し、市内産農産物に関する消費拡大啓発や料理講習会、収穫体験を実施することにより、市内産農産物を認識してもらうとともに、農業や食に対する理解を深めます。	市民	経済農政局 農政課

（５）環境にやさしい食育の推進

環境と調和のとれた食育を推進するため、農薬や化学肥料の適正使用や環境保全型農業を推進し、安全安心な農畜産物の生産と供給に取り組みます。

また、食べ残しや食品廃棄の削減、生ごみの減量、食品を無駄にしない保存方法、エコ料理の普及等、環境を考えた食生活について啓発を行います。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
エコ料理の普及啓発	一人ひとりが「買い物」「料理」「片づけ」において環境を考えた食生活が送れるよう、食材やエネルギーの無駄を減らす「エコ料理」を普及啓発します。また、エコレシピコンテストやエコレシピ料理講習会を実施します。	市民	保健福祉局 健康支援課 環境局 廃棄物対策課
３Ｒ教育・学習の推進 Reduce（発生抑制） Reuse（再利用） Recycle（再生利用）	幼児用・小学生用の３R啓発教育図書を活用するとともに、ごみの分別方法や再資源化について、保育所等での未就学児への啓発や小学校での「ごみ分別スクール」において食べ物を大切にすることを伝えます。	幼児 小学生 保護者	環境局 廃棄物対策課

生ごみの減量・再資源化の推進	生ごみ減量処理機や肥料化容器の普及、生ごみの再資源化（メタンガス化等）の促進など、食べ残しや廃棄により発生する生ごみの削減や再資源化に効果的な取り組みを推進します。	市民	環境局 廃棄物対策課
生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣	生ごみ資源化アドバイザーを養成・派遣して、効果的な資源化を推進します。	市民	環境局 廃棄物対策課
環境にやさしい農業の推進	農業の環境への負荷を軽減するため、農薬や化学肥料を削減した環境にやさしい農業を推進します。	農業者	経済農政局 農政センター 農業生産振興課

４　食の安全・安心に関する情報の提供

現状と課題

現代の情報化社会においては、食に関する情報が氾濫しており、正しい情報を適切に活用することが難しい状況も見受けられるため、食品の安全性を正しく理解し、適切に食品を選ぶ力を身に付けることが必要です。

これまで、「千葉市食品衛生監視指導計画」や「千葉市消費生活基本計画」に基づき、各種媒体により正しい情報の提供や発信、啓発を実施し、また、関係団体と連携した取り組み等を通じて、食品の安全性に関する情報を市民や事業者へ提供してきました。

今後も、市民一人ひとりが、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択する力を身につけられるよう、正確な情報を迅速に提供していくことが必要です。

市民の取り組み

- 食に関する正しい知識を持ち、安全な食品の選択ができる力を身につけましょう。
- 正しい手洗いや食材・調理器具の衛生的な取扱いを身につけましょう。

市の取り組み

（１）食品の安全性に関する情報の提供

市民一人ひとりが、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択する力を身につけられるよう、正確な情報を迅速に提供します。

また、市民、食品関係事業者、行政が相互に情報及び意見を交換する機会を設け、市民の食への理解と関心を深めます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
食に関する講座の実施	講座等を開催し、食に関する知識の普及啓発を図ります。	市民	市民局 消費生活ｾﾝﾀｰ
食品衛生に関する講習会の実施	事業者や従事者向けの講習会を実施するほか、市民等からの依頼に職員を派遣し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図ります。	市民 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課
リスクコミュニケーションの推進	食の安全に関する講演会、食品衛生監視指導計画に関する意見交換会等を実施します。	市民 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課
ホームページ等による情報提供	ホームページ、情報紙、パンフレットなど各種媒体を用いて食品の安全等に関する情報提供を迅速かつわかりやすく提供します。	市民	市民局 消費生活センター
		市民 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課
食品衛生監視指導計画策定・結果公表	保健所等が実施する食品営業施設等の立入検査や食品、添加物等の試験検査について年間計画を策定し、その結果を公表します。	市民 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課
食品衛生に関する広報活動の実施	食中毒予防パレード、市政だより、懸垂幕等により、食品衛生に関する広報活動を実施します。	市民 食品関係団体 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課
自主的な衛生管理体制の推進	食品衛生推進員による巡回指導、事業者による食品の自主検査の実施など自主的衛生管理の推進を図ります。	食品関係団体 食品関係事業者	保健福祉局 生活衛生課

５　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

現状と課題

これまで、第１次計画に基づき、家庭や保育所(園)、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など食に関わる関係機関・団体等と連携・協力して、食育活動を展開してきました。特に、６月の食育月間には、食育関係団体の協力のもとに、イベントを開催するなど、食育推進運動の充実に努めました。

しかし、市民の食育への関心は、策定時よりも低下し、また食育月間や食育の日の認知度も低いことから、継続的な食育推進運動の展開が必要です。

また、食育推進のボランティアである食生活改善推進員は年々増加していますが、食育活動の中心的な担い手としてのニーズはより高まっており、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、地域に密着した活動が今後さらに期待されます。

市民一人ひとりが、食育について理解し、自ら実践するには、食に関する適切な情報を発信するとともに、食に関わる多様な関係者がその特性を活かし、密接に連携・協力して、一体的な活動を展開することが必要です。

市民の取り組み

- 家族や仲間と「食」について話す機会を設けましょう。
- 「食」に関するイベントや料理教室などに参加してみましょう。
- 「食」に関するボランティア活動などに参加してみましょう。

市の取り組み

（１）食育推進運動の展開

家庭や保育所(園)・幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など食に関わる関係機関・団体等と連携・協力して、食育推進活動を展開します。６月の「食育月間」および毎月１９日の「食育の日」には、重点的に食育を推進します。

また、ホームページや各種広報媒体等を通じて、食に関する適切な情報を発信します。

（２）関係機関・団体等との連携・協力体制の確立

各関係者が共通認識に基づく密接な連携を図り、一体的な食育推進運動を展開することができるよう、ネットワークづくりを推進します。

（３）食育推進に関わる人材の育成・支援

地域において食育活動の担い手となる専門職種やボランティア等の資質向上のために、関係部局・関係団体等で研修会を開催します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
食育のつどい	毎年６月に関係機関・団体と連携したイベント「食育のつどい」を開催します。	市民 関係機関 団体等	保健福祉局 健康支援課
市民健康づくり大会	体育の日から始まる一週間の「市民健康づくり週間」に、健康づくり運動の推進団体と連携して、栄養・食生活等をテーマに「市民健康づくり大会」を開催します。	市民	保健福祉局 健康支援課
食育総合ホームページの充実	ホームページにおいて保育所（園）・幼稚園・学校や関係機関・団体等の取り組み、食の安全、地産地消、健康づくりなど食育に関する情報を提供します。	市民	保健福祉局 健康支援課
地域食生活連絡会	地域における食のネットワークづくりを目的に「地域食生活連絡会」を開催します。食育の取り組みについての情報交換や、食育教材・献立の作成等を行います。	保育所（園）・幼稚園・学校・保健福祉センターの管理栄養士等と食生活改善推進員	保健福祉局 健康支援課 こども未来局 保育運営課 教育委員会 保健体育課
地域健康づくり支援ネットワーク事業	医療機関を始めとする関係機関や地域住民等で構成する「地域健康づくり支援連絡会」を開催し、健康づくり情報や健康課題を共有し、市民への働きかけを行います。また、バランスのよい食事のとり方や生活習慣病予防等について掲載した「健康づくり支援マップ」を作成し、普及・啓発を行います。	市民	保健福祉局 健康支援課

地域・職域連携推進事業	働き盛り層の健康づくり推進のため、市内の事業所を対象に、健康診査受診率の向上・生活習慣病の予防をはじめとした食育を含む健康づくりについて、地域と職域に関わる組織が連携し、情報発信を行います。	市内事業所	保健福祉局 健康支援課
食生活改善推進員の養成・育成	食を通して地域の健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員の養成・育成を行います。	市民	保健福祉局 健康支援課

第５章　ライフステージに応じた食育の推進

１　ライフステージでみる課題と食育の方向性

食べることは、生涯を通して営まれ、生きる力の礎となるものです。

市民一人ひとりがその世代に応じた食習慣を身につけ、実践し、次世代に伝えていくことが大切です。そこで、ライフステージを以下の７つに区分し、その特徴をもとに行動指針を作成しました。

妊娠期・授乳期	お母さんの健康と赤ちゃんの成長にとって大切な時期です。
乳幼児期（０～５歳）	身体が発育し、味覚や咀しゃく機能などの発達が著しい時期です。
学童期（６～１１歳）	心身の発達が著しく、食への関心が深まる時期です。
思春期（１２～１８歳）	心身の変化が著しく、性差や個人差が大きい時期です。
青年期（１９～３９歳）	生活や環境が大きく変化する時期です。
壮年期（４０～６４歳）	社会や家庭において重要な役割を担う時期です。
高齢期（６５歳以上）	加齢に伴う身体の変化や体力の低下が見られ、個人差が大きい時期です。

（１）妊娠期・授乳期

健全な生活習慣を身につけ、新しい命を育もう

特徴と課題

妊娠期･授乳期は､お母さんの健康と赤ちゃんの成長にとって大切な時期です。

妊娠をきっかけに、食の大切さに気づき、自身や家族の食生活を見直し、子育てにおける食習慣の基盤を作り始めることが大切です。

行動指針

- 妊娠期の望ましい体重増加量を理解し、適正なエネルギー量をとりましょう。
- うす味でバランスのとれた食事を心がけましょう。
- 副菜はいろいろな野菜を積極的に食べ、ビタミン・ミネラルをとりましょう。
- 主菜は肉・魚・卵・大豆料理をバランスよくとりましょう。
- 食後の歯みがきで、口の中の清潔を心がけるとともに、歯の健診を受けましょう。

（２）乳幼児期（０～５歳）

生活リズムをつくり、食べる意欲を育てよう

特徴と課題

乳幼児期は、身体が発育し、味覚をはじめとする感覚機能、咀しゃく機能などの発達が著しい時期です。生活リズムが形成されるこの時期は、保護者や周りの大人のあたたかく豊かな関わりが大切です。

乳児期には、安心と安らぎの中で「食べる意欲」を育み、食生活の基礎が作られます。幼児期には、食べる楽しさと食べ物のおいしさを知り、生活リズムの基礎を身につけるとともに、食への興味や関心が持てるように、食の体験を広げていくことが大切です。

行動指針

乳児期

- 離乳食を通して少しずつ食べ物に親しみながら、噛むこと、飲み込むことを体験させましょう。
- うす味を心がけ、食材本来の味を伝えましょう。
- いろいろな食べ物を“見る”“触る”“味わう”体験を通して、自分で進んで食べようとする力を育んでいきましょう。

幼児期

- 十分に遊び、食事を規則正しくとることで、おなかがすくリズムをつくりましょう。
- いろいろな食材を使った献立を心がけ、好きなものを増やしましょう。
- 家族や先生、友達と一緒に楽しく食べ、感謝の気持ちやマナーを身につけましょう。
- 調理や栽培・収穫に関わることを通して、身近な食材に触れたり、行事食や郷土食を通して食文化に触れたりすることにより、食べ物への関心を広げていきましょう。
- しっかり噛んで食べる習慣を身につけましょう。

● 食育はもう始まっています

離乳食は赤ちゃんが初めて出会う食事です。母乳や粉ミルクの液体しか経験していない赤ちゃんが、形のある食べ物を食べられるようになるまでの過程が離乳です。

いろいろな食品の味や舌ざわりを楽しんだり、手づかみ食べで自分で食べることを楽しんだりと、食べる楽しさの体験を増やしていきます。

離乳食をゆったりと一人ひとりにあったペースで、２回食・３回食へと進めながら、食事のリズムを身につけて生活リズムも整えていきましょう。

● 大人のおやつ こどものおやつ

『大人のおやつ』は菓子などの嗜好品を楽しむ場合が多いですが、『子どものおやつ』は朝・昼・夕の食事を補助する、間食としての役割を持っています。

幼児期の胃は、容量が小さく吸収力が未熟なため、一度に多くの食物を処理することができません。そのため、朝食・昼食・夕食だけでなく、おやつも食事の一部と考えて栄養を摂っていく必要があるのです。

甘すぎたり塩味の強いお菓子はほどほどにし、芋類や果物、乳製品などを組み合わせた、ビタミン・ミネラルの補給ができる栄養を考えたおやつにしていきましょう。

（３）学童期（６～11 歳）

健全な食習慣を身につけよう

特徴と課題

学童期は心身の発達が著しく、また、さまざまな学習を通して、食への興味や関心が深まる時期です。

食生活の基礎が完成するこの時期は、家族や友達と一緒に食事を楽しみ、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることが大切です。

行動指針

- 朝ごはんを毎日しっかり食べ、生活リズムを整えましょう。
- 間食は、種類や量、食べる時間などに気をつけましょう。
- 家族で食卓を囲んで楽しく食べることで、コミュニケーションを図りましょう。
- 買い物や食事づくりの手伝いをしましょう。
- 食に関わる学習や活動を通して、食や健康を大切にする心と食を自分で選ぶ力を身につけましょう。
- 給食を通じて、望ましい食事の量やバランス、マナーを身につけましょう。
- よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣を身につけましょう。

● 共食で育むこころとからだ

共食という言葉を聞いたことがありますか？共食は、一人ではなく、家族や友達等と一緒に食事をすることです。核家族化やライフスタイルの変化によって、自分以外の人と食卓を囲む機会が減ってきているのが現状です。

食が身体を作るというだけでなく、食を「共有」することで食事を美味しくいただける、人と人をつなげる、精神的な満足感や心の豊かさをもたらすなどたくさんのメリットがあります。また、特に学童期においては、共食を通してマナーや食材などを学んでいく場にもなります。

（４）思春期（12～18 歳）

食生活と自らの健康に主体的にかかわろう

特徴と課題

思春期は成長期の最終段階で、身体的、精神的変化が著しく、性差や個人差も大きい時期です。夜遅くまで勉強をしたり、テレビやゲームに夢中になって就寝時間が遅くなるなど、生活リズムが乱れやすくなります。また、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られます。

家庭からの自立を控えたこの時期は、望ましい食生活を自ら実践する力を身につけることが大切です。

行動指針

- 欠食や肥満、極端なやせ志向は将来の健康を損なうことを理解し、健全な食生活を実践しましょう。
- 食料の生産や流通、食文化、環境など、食に関する正しい理解を深めましょう。
- 家族や仲間と食卓を囲んで楽しく食べる機会を増やし、コミュニケーションを深めましょう。
- 自立に向けて、食事を作る力や、選ぶ力を身につけましょう。
- よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣を身につけましょう。

● ダイエットの落とし穴

思春期は自意識が高まり、ダイエットに関心を示す子どもが多くなる頃ですが、それと同時に身体をつくる大事な時期でもあります。そのため、この時期に誤ったダイエットを行うと、心身に大きなダメージを与えます。特に女性は、やせすぎによって月経不順を引き起こしたり、骨粗しょう症の原因となったりします。

やせるために欠食や極端な偏食などはせず、自分の身体を大切にできる食生活を心がけましょう。

（５）青年期（19～39 歳）

食生活を自己管理をする力を身につけ、次世代を育成しよう

特徴と課題

青年期は気力・体力ともに充実した働き盛りの世代で、就職や結婚、出産、子育て等により生活が大きく変化する時期です。生活習慣病予防のためにも、適正体重の維持や自分にあった食事量を理解し実践することが重要です。

また、次世代の育成を担う大切な時期でもあります。自己管理はもちろんのこと、子どもたちが健全な食習慣を実践できるよう育てることも大切です。

行動指針

- 朝食をしっかり食べ、生活リズムを適正に保ちましょう。
- 自分にあった食事量や栄養バランスの知識を習得し実践しましょう。
- 子どもの食育について家庭での役割を理解し、家族団らんを通して、食べる楽しさを実感しましょう。
- 地域の食材や食文化を理解しましょう。
- 歯・口腔の健康に気をつけ、歯周疾患を予防しましょう。
- 食の安全や食品衛生に関する知識を習得し、冷静に判断する目を養いましょう。
- 料理の作りすぎや食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しましょう。

● 朝食は１日の原動力です

国民健康・栄養調査では、男女ともに朝食の欠食率が青年期で高いという結果が出ています。朝食を食べずにいると、１日に必要な栄養が十分に摂れないだけでなく、朝から心身ともに快調な１日のスタートをきることができず、好ましい状態とはいえません。

朝食には、寝ている間に下がった体温を上げたり、排便を促したりして１日の活動の準備を整える、身体のスイッチのような働きがあります。

（６）壮年期（40～64 歳）

生活習慣病を予防するとともに、次世代に食文化を伝えよう

特徴と課題

壮年期はメタボリックシンドロームへの対策など生活習慣病予防の観点から、生活習慣、運動習慣、食習慣を見直し、自らの健康管理に努めることが重要な時期です。しかし、働き盛りで仕事でも家庭でも忙しく、自分の健康.に関心を持ちにくい時期でもあります。

また、家庭や地域における食育の担い手としても、食文化の継承や健全な次世代を育てる役割を期待されます。

行動指針

- 自分や家族の食生活を振り返り、望ましい食習慣の維持・改善に努め、肥満や生活習慣病を予防しましょう。
- 歯・口腔の健康に気をつけ、歯周疾患を予防しましょう。
- 自分のライフスタイルに合わせた運動習慣を身につけましょう。
- 「食」に関する知識や経験をもとに、食文化を次世代に伝えましょう。
- 家族や仲間と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感しましょう。
- 食の安全や食品衛生に関する知識を習得し、冷静に判断する目を養いましょう。
- 料理の作りすぎや食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しましょう。

● メタボ予防は日々の積み重ねから

食べ過ぎや運動不足が原因となるメタボリックシンドロームは、単に肥満ということではなく、内臓に脂肪が溜まって高血糖・脂質異常・高血圧を２つ以上引き起こしている状態です。また、放っておくと心筋梗塞や脳梗塞などの命に関わる病気のリスク高めます。

内臓脂肪は蓄積しやすい一方で、減らしやすいものでもあります。メタボ予防のひとつの柱である食生活を見直して、少しずつ取り組んでいきましょう。

【取り組むポイント】

- 欠食しないで３食食べる
- よく噛む
- 時間を決めて食べる
- 野菜、海草、きのこを使った料理を増やす
- 間食やお酒の量を控える
- 脂身の多い肉、バター、ラードなど動物性脂肪の摂りすぎに注意する
- 塩分の多いものを控える
- 夕食後の飲食を控える
- 外食では栄養成分表示を参考にする

（７）高齢期（65 歳以上）

健康長寿をめざすとともに、次世代に食文化を伝えよう

特徴と課題

定年による退職など生活環境の変化や、加齢に伴う身体の変化・体力の低下が見られる時期です。介護予防の観点からも、栄養バランスのとれた食事と、噛む力、飲み込む力を維持し、自分に合った食生活を実践することが必要です。

また、家族や仲間と食事をしたり、地域の食事会に参加したりするなど、「食」を通じた交流の場が大切です。次世代に食文化や食に関する知恵を伝えることも重要です。

行動指針

- 身体の変化に対応した食生活と健康について考え、自分に合った食生活を実践しましょう。
- 主菜や乳製品などもしっかり食べ、低栄養を予防しましょう。
- 噛む力、飲み込む力を保ち、いつまでも自分の歯で食べる楽しみを持ちましょう。
- 家族や仲間と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感しましょう。
- 「食」に関する知識や経験をもとに、食文化を次世代に伝えましょう。
- 食の安全や食品衛生に関する知識を習得し、冷静に判断する目を養いましょう。
- 料理の作りすぎや食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しましょう。

● 気を付けたい低栄養

健康のために「食事に気をつける」というと、多くの人は食べるのを控えることを思い浮かべますが、高齢期では必ずしもこのような食べ方が良いとは限りません。

加齢に伴う咀しゃく・えん下機能の低下や生活環境の変化によって、十分な食事ができず、必要な栄養が摂れていない場合があります。低栄養は身体機能（免疫力、怪我の回復力など）や日常生活動作（食事、入浴、排せつなど）を低下させ、自立した生活を損なうことがあります。

寝たきりになるのを防ぎ、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延ばすために、食事の量と質に気を配り、低栄養を予防することが大切です。

第６章　計画の推進にあたって

1　推進体制について

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など、食に関わる関係機関・団体等が連携・協働して食育の推進に取り組んでいきます。

また、施策を総合的かつ計画的に取り組んでいけるよう「千葉市食育推進連絡会議」と「千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会」において、協議を行います。

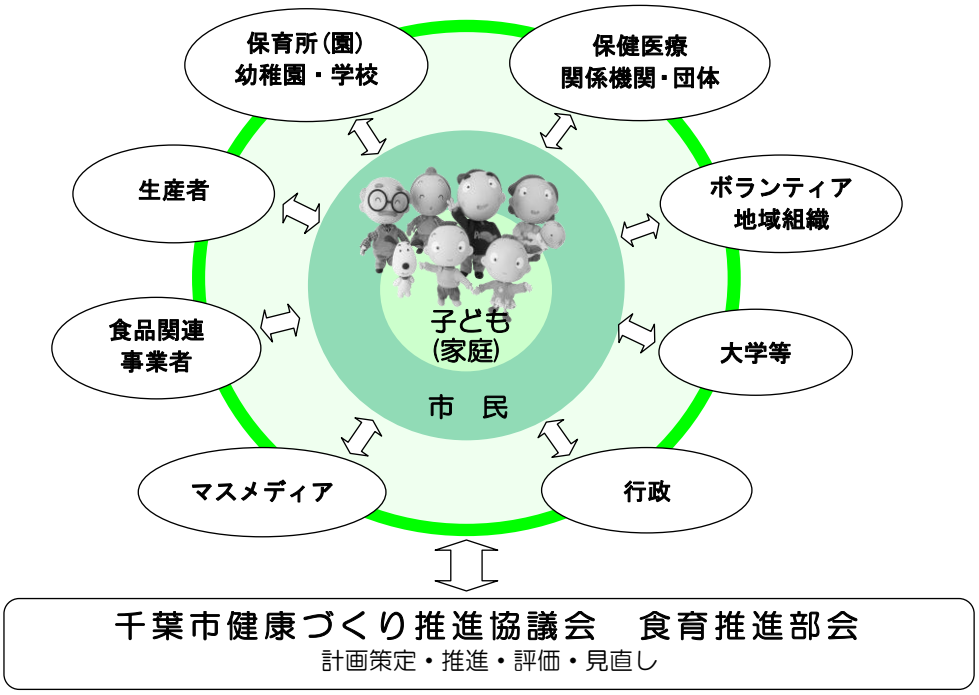

2　計画の進行管理と評価

本計画の施策を効果的に推進していくため、「千葉市食育推進連絡会議」と「千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会」において、本計画の推進状況の確認と評価を定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直しと改善を図ります。

本計画は、食育基本法の基本理念と方向性に従い、作成時点での諸情勢を踏まえて作成したものです。しかし、国内外の社会経済情勢とともに、今後、食育をめぐる諸情勢も大きく変化することが考えられるほか、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、計画の見直しが必要となることもあります。

このため、本計画では、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討するなど、柔軟に対応していきます。

資 料 編

１　千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会

委員名簿

氏　名	所　属
大濱　洋一（副部会長）	（一社）千葉市医師会　副会長
水谷　哲夫	（一社）千葉市歯科医師会　副会長
杉﨑　幸子	（公社）千葉県栄養士会千葉支部　支部長
岡部　明子	（一社）千葉県歯科衛生士会　会長
渡邊　智子（部会長）	千葉県立保健医療大学　教授
藤沼　照雄	（公社）千葉市食品衛生協会　会長
清水　葉子	千葉市食生活改善協議会　会長
畠山　一雄	（公社）千葉市幼稚園協会　会長
木村　多恵子	千葉市小中学校長学校運営協議会（泉谷小学校長）
木川　茂雄	千葉市小中学校長学校運営協議会（千城台西中学校長）
伊藤　和彦	千葉みらい農業協同組合　常務理事
斎藤　昌雄	千葉市畜産協会　会長
永島　玲子	千葉市保育協議会　副会長
斎藤　克信	千葉市ＰＴＡ連絡協議会　副会長
宮下　泰亘	日本チェーンストア協会関東支部　参与
緒方　奈々子	生活協同組合コープみらい　理事
大友　信一	公募委員

（平成２６年３月時点、順不同、敬省略）

２　食育基本法の概要

１．目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

２．関係者の責務

(1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

(2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

３．食育推進基本計画の作成

(1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

①食育の推進に関する施策についての基本的な方針

②食育の推進の目標に関する事項

③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

④その他必要な事項

(2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

４．基本的施策

①家庭における食育の推進

②学校、保育所等における食育の推進

③地域における食生活の改善のための取組の推進

④食育推進運動の展開

⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

⑥食文化の継承のための活動への支援等

⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

５．食育推進会議

(1)内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。

(2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

３　第２次食育推進基本計画の概要

第２次食育推進基本計画について

○　食育基本法（平成17年６月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、　民間有識者で構成）が作成
○　平成18年３月に最初の計画を策定（平成18年度から22年度まで）、今回は平成23年度から27年度までの５年間について定める。

○新しい計画のポイント（前計画との主な違い）

■　（コンセプト）**「周知」から「実践」へ**
■　**「第１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。**
①　生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
②　生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
③　家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○新しい計画の概要（下線部は新規部分）

【第１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針】
１．重点課題（1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進　(2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進　(3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
２．基本的な取組方針（1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成　(2)食に関する感謝の念と理解　(3)食育推進運動の展開　(4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割　(5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践　(6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献　(7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第２　食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）
(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加　《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上
(3)朝食を欠食する国民の割合の減少　《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加　《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加　《現状値》50.2%⇒60%以上
(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加　《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加　《現状値》70.2%⇒80%以上
(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加　《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加　《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加　《現状値》37.4%⇒90%以上
(11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加　《現状値》40%⇒100%

【第３　食育の総合的な促進に関する事項】
１．家庭における食育の推進　２．学校、保育所等における食育の推進　３．地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加）　４．食育推進運動の展開　５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
６．食文化の継承のための活動への支援等　７．食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

【第４　食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】
１．多様な関係者の連携・協力の強化　２．地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加）　３．世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握　４．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用　５．基本計画の見直し

４　食に関する現状値

● 自分にとって適切な食事内容や量を知っているか

自分にとって適切な食事内容や量を知っていると回答した者の割合は、約7割となっています。

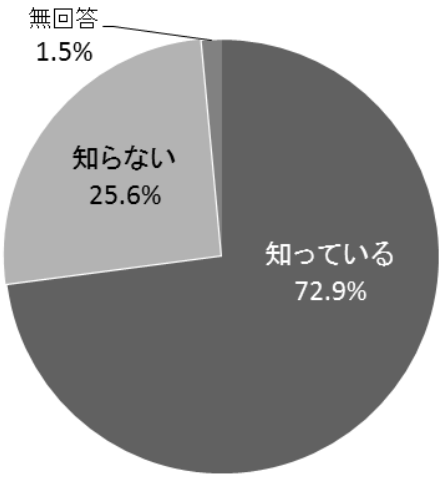

千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

● 外食時、もしくは食品購入時に栄養成分表示を参考にしているか

外食時や食品購入時に栄養成分表示を参考にしていると回答した者の割合は、「いつも参考にしている」（12.5%）と「時々参考にする」（49.2%）を合わせると約6割となっています。

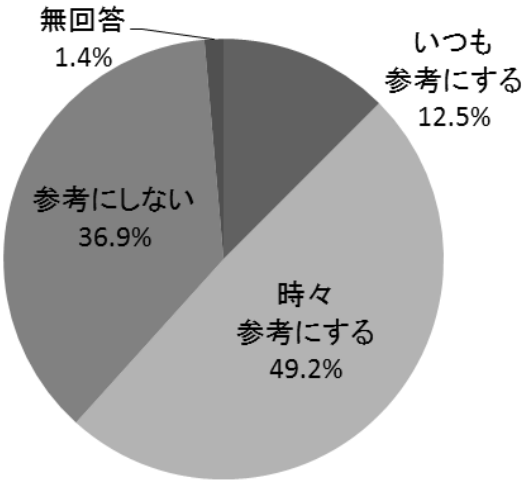

千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

● 健康に悪影響を与えないための調理に関する知識

健康に悪影響を与えないための調理に関する知識があると回答した者の割合は、「十分にあると思う」（11.8%）と「ある程度あると思う」（61.3%）を合わせると約7割となっています。

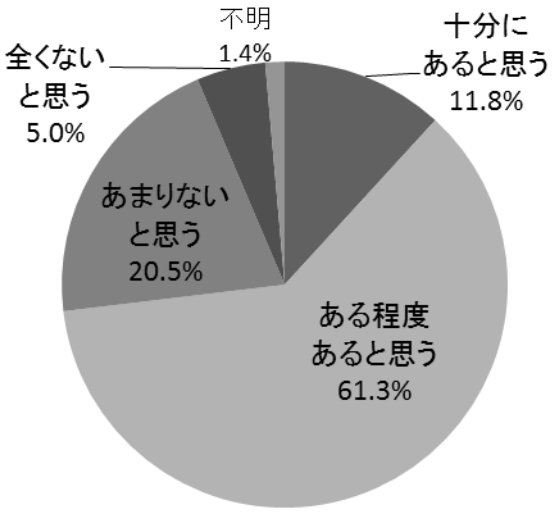

市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート（H24）

● 食品を選択する際に重視していること

食品を選択する際に重視していることは、「価格」（71.3%）、「鮮度」（70.2%）、「おいしさ」（68.0%）、「安全性」（56.3%）の順となっています。

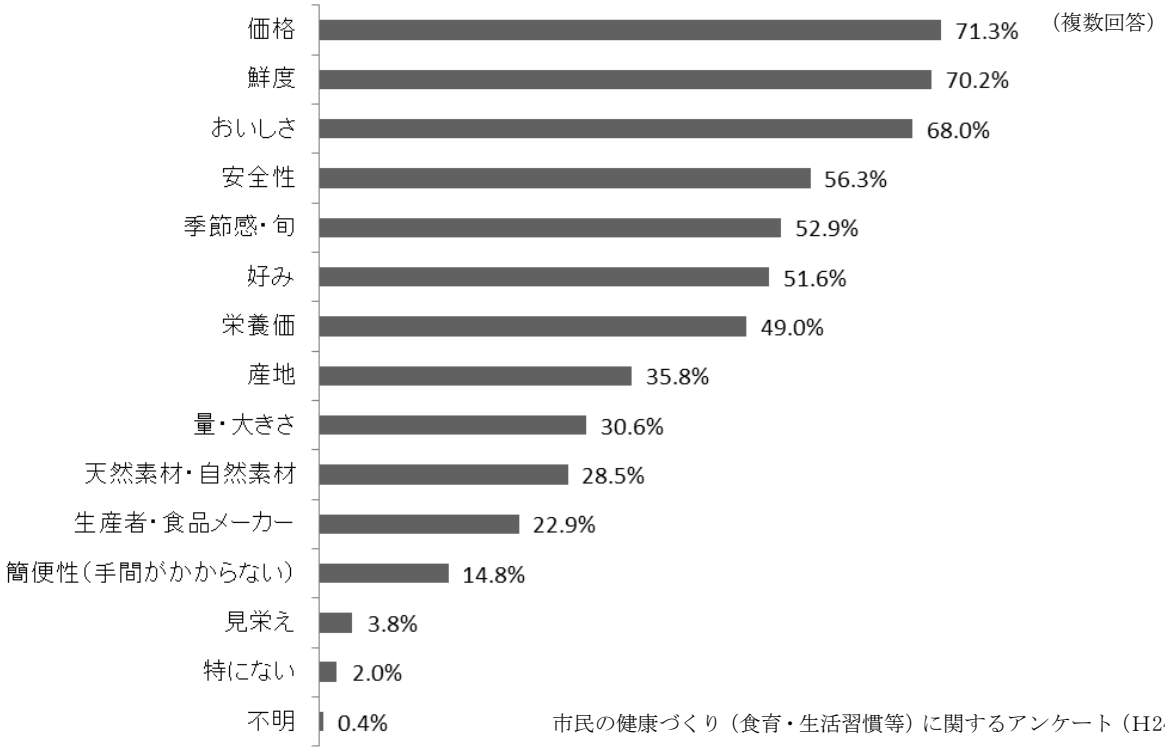

市民の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート（H24）

● よく噛んで、味わうように心がけて食べているか

よく噛んで、味わうように心がけて食べていると回答した者の割合は、「心がけている」（19.7%）と「どちらかと言えば心がけている」（36.6%）を合わせると約6割となっています。

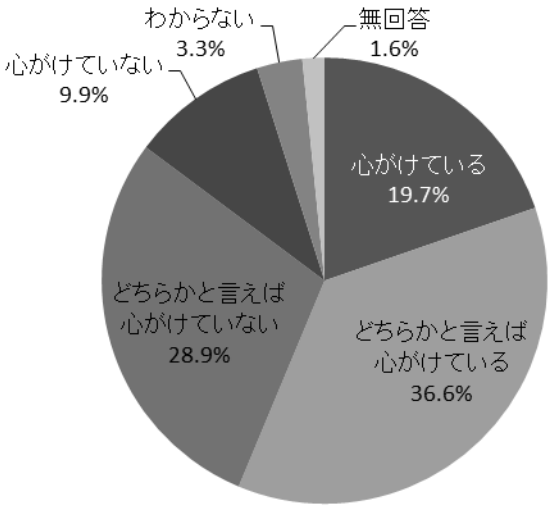

千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査(H23)

● ６月が「食育月間」で、毎月１９日が食育の日と知っているか

６月が「食育月間」で、毎月 19 日が「食育の日」と知っていたかということについては、「両方とも知らなかった」が 86.9%と８割を超えており、あまり認知されていないことがうかがえます。

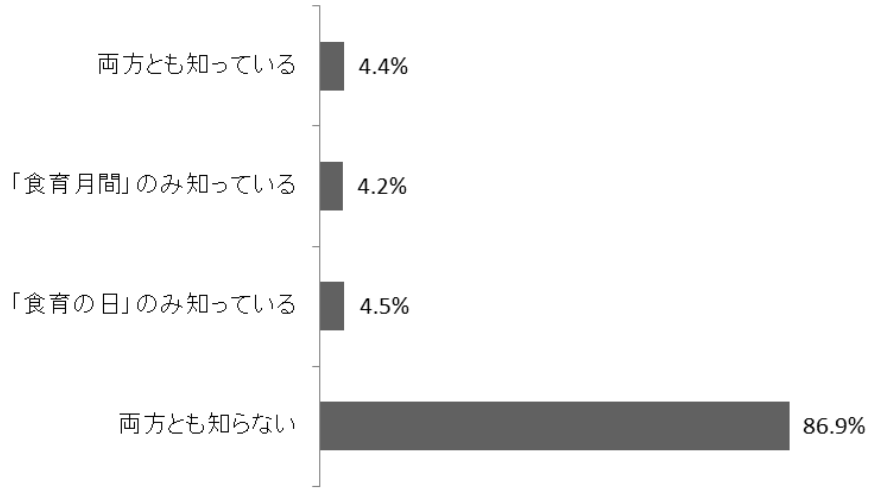

インターネットモニターアンケート(H25)

● 疾病の状況

国民健康保険加入者の受診件数の割合は、「歯及び歯の支持組織の障害」（18.4%）が最も多く、次いで「循環器系の疾患」（15.9%）、「高血圧性疾患」（12.1%）、「内分泌、栄養及び代謝疾患」（9.3%）の順になっています。

国民健康保険加入者の疾病別件数割合

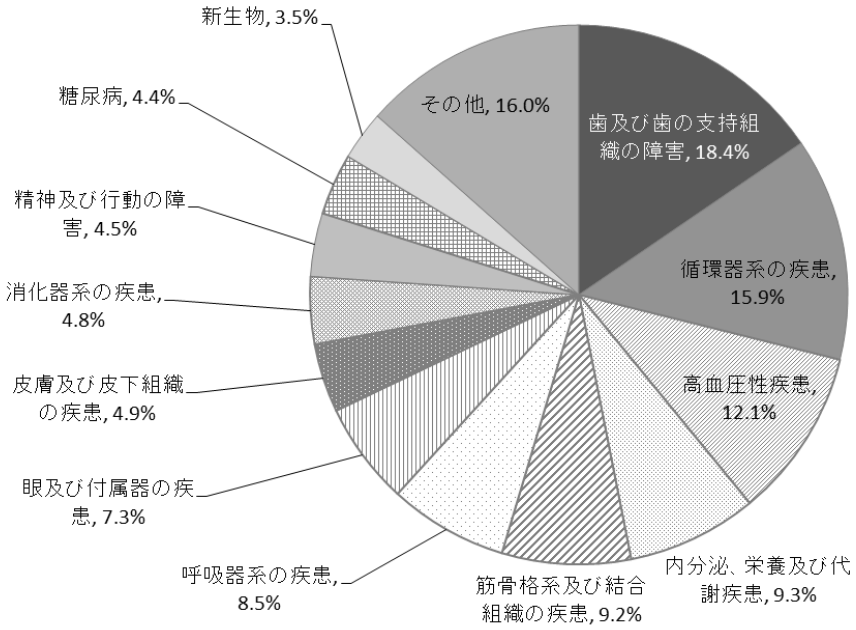

千葉県国民健康保険病類別疾病統計表（平成 24 年 6 月分調査）の千葉市分

● 農家数、農地面積

都市化の進展や高齢化等による担い手不足により、農家数や農地は減少しています。

＜農家数＞

（単位：戸）

区分 ＼ 年	総農家数		
	計	専業農家	兼業農家
平成 2	4,427	677	3,750
7	3,747	520	3,227

区分 ＼ 年・区名	総農家数				
		販売農家			自給的農家
	計	計（A）	専業農家	兼業農家	
12	3,186	2,290	485	1,805	896
17	2,910	1,859	474	1,385	1,051
22	2,638	1,546	381	1,165	1,092
中央区	147	54	11	43	93
花見川区	455	273	65	208	182
稲毛区	194	60	14	46	134
若葉区	1,086	694	170	524	392
緑区	756	465	121	344	291
美浜区	－	－	－	－	－

資料：平成２年、12 年、22 年は「世界農林業センサス」、平成７年は「農業センサス」、
平成 17 年は「農林業センサス」による

＜経営耕地面積＞

（単位：ｈａ）

区分 ＼ 年・区名	総面積	田	畑	樹園地	一戸当りの経営耕地面積：(a)
平成 2	3,499	1,020	2,335	144	79.0
7	3,050	910	2,004	136	81.4
12	2,615	814	1,688	113	82.1
17	2,358	－	－	－	81.0
22	2,156	－	－	－	81.7

資料：平成２年、12 年、22 年は「世界農林業センサス」、平成７年は「農業センサス」、
平成 17 年は「農林業センサス」による
平成 17 年の、田、畑、樹園地の区分は販売農家数のみ集計される

● 農業産出額

平成 18 年の農業産出額は 109 億円のうち、野菜が 47 億 5 千万円（43.6%）と最も多く、次いで乳用牛 15 億 5 千万円（14.2%）、鶏 14 億 2 千万円（13.0%）となっています。

＜農業産出額＞

（単位：千万円）

年		14	15	16	17	18
総額	産出額	1,151	1,125	1,095	1,121	1,090
	県内順位（位）	7	7	8	8	11
米		97	130	97	91	86
麦類		1	1	1	1	0
雑穀・豆類		77	91	71	72	78
いも類		27	30	29	30	33
野菜		515	467	476	481	475
果実		18	12	15	16	19
花き		87	79	88	85	75
工芸農作物		0	1	2	1	1
種苗・苗木他		7	7	7	7	6
肉用牛		8	6	×	5	4
乳用牛		166	168	157	164	155
	うち生乳	154	155	143	148	140
豚		12	10	14	17	16
鶏		136	123	130	X	142
	うち鶏卵	71	60	68	X	75
その他の畜産物		1	1	×	X	1

資料：「千葉県農業所得統計」

※「0」は 1,000 万円に満たないもの、「×」は秘密保護上数値を公表できないものを表示

※産出額の合計は四捨五入等の関係で、各項目の数字を足したものと一致しない場合がある

● 主な野菜の生産品目

作付面積は、水稲、落花生が大きく、その他は、ほうれんそう、にんじん、さといも等の野菜類が上位を占めています。

＜主要品目の作付面積・収穫量＞

作付面積順位	品　目	作付面積（ha）	収穫量（ｔ）
１位	水　稲	788	3,920
２位	落　花　生	779	1,880
３位	ほうれんそう	173	2,770
４位	にんじん	155	5,850
５位	さといも	101	1,430
６位	ね　ぎ	90	2,610
７位	ばれいしょ	75	1,370
８位	だいこん	62	3,760
９位	かんしょ	61	1,390
１０位	キャベツ	50	2,430

資料：平成 18 年「青果物生産出荷統計」

● ごみの状況

家庭から排出されるごみのうち、生ごみ類が最も多く、約４割を占めています。

＜家庭から出された可燃ごみの組成分析結果＞

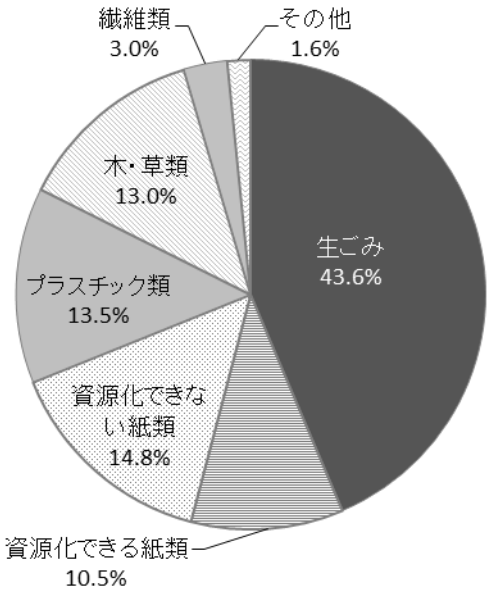

平成 24 年度　千葉市ごみ組成測定・分析

用 語 解 説

【あ】

●インターネットモニター（制度）：市政の各分野における課題などについて、インターネットモニターとして登録していただいた方に、インターネットによるアンケート調査に回答していただき、その調査結果を市の施策の企画立案などに活用していくもの。

●栄養教諭：学校における食育の推進の中核的な役割を担う立場として、平成 17 年に設けられた。職務として、食に関する指導（児童生徒の個別指導、学級担任等と連携した集団指導、職員、家庭、地域の連絡調整）と給食管理（栄養管理、衛生管理、検食、物質管理等）を一体のものとして行う。

●えん下：食べ物や飲み物を口に入れ、咽頭から食道、胃へ送り込む過程。

【か】

●学校栄養職員：学校に勤務する栄養士であり、学校給食指導、調理従事員や施設などの衛生管理、学校給食の検食、学校給食用の物資の選定、購入、検収、保管、及び学校給食の食事内容や児童生徒の食生活の改善に関わる調査研究等を行うことを職務とする。

●給食施設：病院や学校、保育所など特定多数の人を対象に食事を提供する施設で、本市では、保健所に届け出のある 1 回 50 食、 1 日 100 食以上の食事を提供する給食施設を指導対象としている。

●郷土食：それぞれの地域の産物を上手に活用し、その風土に合った食べ物として創られ、伝えられてきたもの。

●欠食：食事をとらないこと。

●口腔機能：食べ物を味わう（口に取り込む、噛む、飲み込む）、話す、笑う（豊かな表情）、息をするなどの口が担う機能の総称。

●誤嚥：食べ物等を気管に飲み込んでしまうこと。

【さ】

●歯周疾患：歯の生活習慣病で、歯と歯ぐきの間から入った歯周病菌が、歯肉に炎症をひき起こし、さらに、歯肉の中にある歯槽骨（あごの骨）を溶かしてしまう病気。

●主菜：たんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆及び大豆製品などを主材料とする料理。

●主食：炭水化物などの供給源であるごはん、パン、麺、パスタなどを主材料とする料理。

●食品関連事業者：食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者及び関係団体。

●咀しゃく：食物を歯で噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすい大きさにして、食物の消化吸収を高めること。

●ソーシャルメディア：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やブログに代表される、ユーザによる情報発信と情報共有によるコミュニケーションを特徴とする、インターネット上のサービス。

【た】

●低栄養：体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀しゃく機能やえん下機能が低下するなど、食事の量が少なくなり低栄養になりやすい。

【な】

●中食：持ち帰りの惣菜や弁当、出前など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態。家庭で素材から調理する意味の「内食」、飲食店など外出先で食事をする意味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。

●生ごみ資源化アドバイザー：生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした方を、生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣し、助言・技術指導等を行う。

【は】

●パブリックコメント手続：市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続。

●保育所における食育に関する指針：平成 16 年３月に作成された保育所保育指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所の目標とし、子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されている。

●副菜：ビタミン、ミネラル、食物繊維などの供給源である野菜、いも、豆類（大豆を除く）、きのこ、海藻などを主材料とする料理。

【ま】

●メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか２つ以上をあわせもった状態。

【ら】

●ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。

●６次産業化：農業者が生産（１次）・加工（２次）・販売（３次）まで主体的に行い、多角化・高度化する取組。

【わ】

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）：性別を問わずあらゆる世代が、仕事と家庭生活の両方で、調和のとれた生活を送ること。

数値目標出典一覧（現状値）

A　インターネットモニターアンケート（平成 25 年 8 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

B　千葉市保育所 幼児の生活時間・食生活調査（平成 25 年 6 月　千葉市こども未来局保育運営課）

C　幼児の食生活等に関するアンケート調査
（平成 23 年 11 月～12 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

D　児童生徒の食生活実態調査（平成 23 年 11 月　千葉市学校栄養士会）

E　運動や健康づくりのためのアンケート　（平成 23 年　千葉市教育委員会保健体育課）

F　千葉市学力状況調査（平成 24 年　千葉市教育委員会保健体育課）

G　児童・生徒意識調査（平成 24 年 2 月　千葉市教育委員会保健体育課）

H　千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査
（平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

I　定期健康診断結果　（平成 24 年度　千葉市教育委員会保健体育課）

J　千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査
（平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

K　千葉市食生活改善推進員数　（平成 25 年 4 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

L　保育所（園）における食育の計画づくりに関する調査
（平成 25 年　千葉市こども未来局保育運営課）

M　千葉市教育委員会保健体育課調査　（平成 24 年）

N　千葉市教育委員会保健体育課調査　（平成 24 年）

O　千葉市経済農政局農政課調査（平成 24 年）

P　千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査
（平成 24 年 11 月　千葉市保健福祉局健康支援課）

第２次千葉市食育推進計画

発　　行：平成２６年　　月

編集・発行：千葉市保健福祉局 健康部 健康支援課

〒260-8755　千葉市美浜区幸町１-3-9

電 話：043（238）9926

FAX：043（238）9946